

目 次

津市規則

津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

津市告示

津市三重武道館弓道遠的場の使用料の徴収事務の一部委託

津市美里保健センターの使用料の徴収事務の委託

犬の登録及び狂犬病予防注射済票交付手数料徴収事務の一部委託

認可地縁団体の告示事項の変更

津市議会臨時会の招集

お城東駐車場の駐車料金の徴収事務の委託

フェニックス通り駐車場の駐車料金の徴収事務の委託

アスト駐車場の駐車料金の徴収事務の委託

久居駅東口駐車場の駐車料金の徴収事務の委託

認可地縁団体の告示事項の変更

放置自転車等の撤去及び保管

認可地縁団体の告示事項の変更

津市公告

令和3年度第1回津市営住宅補充入居者の募集

犬の抑留

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

令和3年4月分津市農用地利用集積計画の決定

農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の縦覧

令和3年度津市職員採用試験（6月試験）実施

津市上下水道事業告示

津市水道事業指定給水装置工事事業者の指定

津市上下水道事業公告

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

津都市計画下水道事業流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）の変更認可

津都市計画下水道事業流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）の変更認可に係る図書の写しの縦覧

津市議会規則

津市議会傍聴規則の一部を改正する規則

## 津市議会規程

津市議会委員会傍聴人定員規程の一部を改正する規程

## 津市教育委員会公告

令和3年度津市幼稚園教諭採用試験（6月試験）実施

## 津市選挙管理委員会告示

津市選挙投票区の一部の改正

## 津市監査委員告示

住民監査請求監査の結果の公表

住民監査請求監査の結果の公表

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月11日

津市長 前 葉 泰 幸

#### 津市規則第21号

津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

津市国民健康保険条例施行規則（平成18年津市規則第113号）の一部を次のように改正する。

第17号様式（裏）、第18号様式（裏）及び第19号様式（裏）中「所得合計額－基礎控除額33万円」を「津市国民健康保険条例第11条第1項に規定する基礎控除後の総所得金額等」に、「33万円以下」を「43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下」に、「33万円＋28.5万円×被保険者数」を「43万円＋28.5万円×被保険者数＋10万円×（給与所得者等の数－1）」に、「33万円＋52万円×被保険者数」を「43万円＋52万円×被保険者数＋10万円×（給与所得者等の数－1）」に改め、「（最大5年間）」を削る。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。
- 2 改正後の津市国民健康保険条例施行規則の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

津市告示第127号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき使用料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年5月6日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 徴収する使用料  
津市三重武道館弓道遠的場の使用料
- 2 委託先  
名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 JPタワー名古屋12階  
三幸株式会社名古屋支店
- 3 委託期間  
令和3年5月1日から令和4年3月31日まで

津市告示第128号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき使用料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年5月6日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 徴収する使用料  
津市美里保健センターの施設使用料
- 2 委託先  
津市西古河町4番12号  
株式会社ジャパンスポーツ運営
- 3 委託期間  
令和3年5月1日から令和4年3月31日まで

津市告示第129号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき手数料の徴収の事務の一部を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年5月7日

津市長 前 葉 泰 幸

1 徴収する手数料

犬の登録及び狂犬病予防注射済票の交付手数料

2 委託先

病院名	受託者	所在地
アニー動物病院	有限会社アニー 代表取締役 森岡 正樹	津市桜橋三丁目427番地
石田動物病院	堤 隆一	鈴鹿市磯山四丁目5番9号
イズマ動物病院	出馬 昇	津市渋見町554番地38
伊東獣医科病院	伊東 定彦	津市大里窪田町1045番地
おかはな動物病院	株式会社おかはな動物病院 代表取締役 岡鼻 英一	松阪市西肥留町59番地7
かねこ動物病院	金児 伸哉	津市久居新町2115番地6
河村ペットクリニック	河村 泰秀	津市栗真町屋町809番地2
キタ動物病院	喜多 利夫	津市半田527番地2
北出動物病院	北出 明人	津市一志町田尻2番地
こうべ獣医科	山越 健司	津市河辺町210番地
さとう動物病院	佐藤 宏樹	津市三重町津興433番地60
白井犬猫病院	白井 茂雄	津市久居新町768番地6
白塚口動物病院	西村 和也	津市栗真中山町260番地7
すぎもと動物病院	株式会社DAIL 代表取締役 杉本 貫	津市久居明神町599番地4

スピカ動物病院	株式会社スピカ A. H. 代表取締役 住吉 宏文	津市垂水 2 7 8 6 番地 7
高橋獣医科医院	高橋 研	津市久居野村町 4 9 4 番地 1 7
千里ヶ丘動物病院	岡田 謙吾	津市河芸町東千里 5 6 番地 2
津北動物病院	細野 陽介	津市一身田上津部田 2 0 9 7 番地 1
とよさと動物病院	株式会社 HEARVE T 代表取締役 橋爪 俊裕	津市豊が丘三丁目 2 5 番 7 号
西山獣医科	西山 治生	津市一身田町 2 1 7 番地 2
野口動物病院	野口 猛	松阪市松崎浦町 9 8 番地 1
はぎの動物病院	有限会社 HAGINO VETERINARY 代表取締役 萩野 俊之	津市久居射場町 1 2 3 番地
ひさい動物クリニック	東郷 修一	津市久居中町 5 0 番地 1
南ヶ丘動物病院	奥田 昌広	津市垂水 8 8 7 番地 7
みやペットクリニック	有限会社 YONK 代 表取締役 宮本 佳典	津市半田 1 2 0 番地 4
椋本動物病院	柴田 勝弘	津市芸濃町椋本 2 6 6 2 番地 1
ルナ動物病院	株式会社ルナ 代表取 締役 赤塚 宗久	津市押加部町 1 1 番 3 号

### 3 委託期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで

津市告示第130号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成16年美杉村告示第10号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月7日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

大御堂地区

三重県津市美杉町八知5153番地1

代表者 福井 弘

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	小松 登 三重県津市美杉町八知5159番地
変更後	福井 弘 三重県津市美杉町八知4557番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和3年4月24日の定期総会において改選されたため。



津市告示第131号

令和3年第1回津市議会臨時会を次のとおり招集する。

令和3年5月11日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 招集の日  
令和3年5月18日
- 2 招集の場所  
津市議会議事堂
- 3 会議の事件
  - (1) 津市行政組織条例の一部の改正について
  - (2) 専決処分の承認について
  - (3) 専決処分の承認について
  - (4) 専決処分の報告について
  - (5) 専決処分の報告について
  - (6) 専決処分の報告について
  - (7) 専決処分の報告について
  - (8) 専決処分の報告について

津市告示第132号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき  
駐車料金の徴収の事務を下記のとおり委託したので、地方公営企業法施行令  
（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和3年5月11日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 徴収する駐車料金  
お城東駐車場の駐車料金
- 2 委託先  
津市丸之内29番14号  
株式会社まちづくり津夢時風
- 3 委託期間  
令和3年5月1日から令和4年3月31日まで

津市告示第133号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき  
駐車料金の徴収の事務を下記のとおり委託したので、地方公営企業法施行令  
（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和3年5月11日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 徴収する駐車料金  
フェニックス通り駐車場の駐車料金
- 2 委託先  
名古屋市中区丸の内三丁目21番31号  
三菱プレシジョン株式会社中部支社
- 3 委託期間  
令和3年5月1日から令和4年3月31日まで

津市告示第134号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき  
駐車料金の徴収の事務を下記のとおり委託したので、地方公営企業法施行令  
（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和3年5月11日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 徴収する駐車料金  
アスト駐車場の駐車料金
- 2 委託先  
名古屋市中区丸の内三丁目21番31号  
三菱プレシジョン株式会社中部支社
- 3 委託期間  
令和3年5月1日から令和4年3月31日まで

津市告示第135号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき  
駐車料金の徴収の事務を下記のとおり委託したので、地方公営企業法施行令  
（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和3年5月11日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 徴収する駐車料金  
久居駅東口駐車場の駐車料金
- 2 委託先  
横浜市港北区菊名7丁目3番22号  
アマノマネジメントサービス株式会社
- 3 委託期間  
令和3年5月1日から令和4年3月31日まで

津市告示第136号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成26年津市告示第183号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月12日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

平木区自治会

三重県津市美里町平木443番地

代表者 橋本 貞男

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	谷田 道一 三重県津市美里町平木903番地
変更後	橋本 貞男 三重県津市美里町平木443番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和3年5月1日の定期総会において改選されたため。

津市告示第137号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）第12条第2項、第13条第2項及び第14条に基づき撤去し、保管している自転車等について、同条例第16条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月13日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	4	令和3年4月5日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和3年4月7日
津駅東口周辺自転車等放置禁止区域	1	令和3年4月8日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和3年4月8日
河芸町中別保地内	1	令和3年4月16日
久居中町地内	3	令和3年4月16日
広明町地内	2	令和3年4月19日
川添町地内	1	令和3年4月20日
桜橋二丁目地内	1	令和3年4月22日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和3年4月27日
津駅西第一公共自転車等駐車場	34	令和3年4月28日
津駅西第二公共自転車等駐車場	10	令和3年4月28日
津駅西第一公共自転車等駐車場	1	令和3年4月30日
津駅西第二公共自転車等駐車場	8	令和3年4月30日
津駅西第三公共自転車等駐車場	3	令和3年4月30日

2 保管期間

告示の日から90日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

059-222-6307

津市告示第138号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、令和元年津市告示第115号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月14日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

中俣自治会

三重県津市美杉町丹生俣783番地3

代表者 片野 真一郎

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	三浦 深志 三重県津市美杉町丹生俣391番地
変更後	片野 真一郎 三重県津市美杉町丹生俣701番地2

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、令和3年5月1日の定期総会において改選されたため。



津市公告第60号

津市営住宅の補充入居者を津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第215号）第4条第1項の規定により次のとおり公募します。

令和3年5月1日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

## 令和3年度第1回市営住宅補充入居者募集

### 1 入居資格

市営住宅に入居することができる者は、次の各号の要件を全て備える者とします。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者若しくは住所を移転し、かつ、定住する意思を有する者又は本市の区域内に勤務場所を有する者若しくは勤務場所を有することとなることが確実な者であること。
- (2) 同居しようとする者があるときは、その者が親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含みます。）であること。
- (3) 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者でないこと。
- (4) 入居申込みの日において、次に掲げる基準の収入である者
  - ア A区分住宅 158,000円以下（裁量階層世帯259,000円以下）
  - イ B区分住宅 114,000円以下（裁量階層世帯158,000円以下）

裁量階層世帯とは、次の要件のいずれかに該当する世帯をいいます。

- (ア) 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ次に定める程度の者がある世帯
  - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
  - b 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級のいずれかに該当する程度
  - c 知的障害 bに規定する精神障害に相当する程度
- (イ) 申込者が60歳以上の者であり、かつ、同居予定者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者のみである世帯
- (ウ) 申込者又は同居予定者に戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同表第1号表ノ3の第1款症である者がいる世帯
- (エ) 申込者又は同居予定者に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

- 第 1 1 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者があ  
る世帯
- (オ) 申込者又は同居予定者にハンセン病療養所入所者等に対する補償金  
の支給等に関する法律第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等が  
ある世帯
  - (カ) 申込者又は同居予定者に海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日か  
ら起算して 5 年を経過していない者がある世帯
  - (キ) 同居予定者に小学校就学の始期に達するまでの者がある世帯
- ウ 収入については、申込者及び同居予定者の過去 1 年間における所得税  
法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）の例に準じて算出した所得金額の合計か  
ら次に掲げる額を控除した額を 1 2 で除した額とします。
- (ア) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族 1 人につき 3 8 万円
  - (イ) 給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者 1 人につき 1 0 万  
円（合計額が 1 0 万円未満である場合には、当該合計額）
  - (ウ) 同一生計配偶者で 7 0 歳以上の者又は老人扶養親族 1 人につき 1 0  
万円
  - (エ) 特定扶養親族 1 人につき 2 5 万円
  - (オ) 申込者又は(ア)に規定する者に障害者がある場合には、障害者 1 人に  
つき 2 7 万円（特別障害者の場合は、1 人につき 4 0 万円）
  - (カ) 申込者又は同居親族に寡婦がある場合には、寡婦 1 人につき 2 7 万  
円（所得金額が 2 7 万円未満である場合には、当該所得金額）
  - (キ) 申込者又は同居親族にひとり親がある場合には、ひとり親 1 人につ  
き 3 5 万円（所得金額が 3 5 万円未満である場合には、当該所得金額）
- (5) 現に住宅に困窮していることが明らかな者
- (6) 市町村税等を滞納していない者
- (7) 申込者又は同居予定者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の  
事情にある者その他婚姻の予約者を含みます。）が暴力団員による不当な  
行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定  
する暴力団員でないこと。
- (8) 津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 1 5  
号。以下「条例」といいます。）に基づいて定める家賃及び敷金を支払う  
能力を有する者

## 2 受付期間、受付時間及び申込方法

(1) 受付期間及び受付時間

令和3年5月11日（火）から5月14日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までとします。

(2) 申込方法

入居申込みは、住宅入居申込書に所定事項を明確に記載し、次のアからキまでの書類を添付の上、建設部市営住宅課（津市役所本庁舎6階）又は市営住宅課久居分室（ポルタひさい南館1階）に申込者又は事情の分かる家族の者が提出してください。

ア 申込者、同居予定者全員の市町村長の発行する所得・課税証明書。ただし、津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年津市条例第40号）第4条第2項又は第3項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報をいいます。）を利用することができるときは、当該書類の提出に代えることができます。

イ 申込者、同居予定者全員の住民票の写し

ウ 市町村税の完納証明書

エ 婚約中の者は、婚約証明書（市営住宅課所定の用紙）

オ 立ち退きを請求されている者はその証明書

カ 心身障害者については手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）、ひとり親世帯については戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）又は社会福祉事務所長の証明書

キ その他必要な書類

3 優先入居住宅への申込み

次の各号に掲げる者は、条例第10条第3項に定める優先入居住宅の募集がある場合、申込みを行うことができます。

(1) 条例第5条各号に該当する者

(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で20歳に満たない児童と同居し、扶養している者

(3) 申込者又は同居予定者が海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

- (4) 永住帰国を希望する中国残留邦人等
- (5) 申込者が60歳以上の者であり、同居予定者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者
- (6) 18歳未満の子が3人以上いる者
- (7) 申込者又は同居予定者が心身障害者（身体障害者手帳1～4級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳A1（最重度）～B1（中度）の交付を受けた者）
- (8) 申込者又は同居予定者が戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けた者で、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同表第1号表ノ3の第1款症である者
- (9) 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等

#### 4 住宅入居申込書の配布

住宅入居申込書は、令和3年5月6日（木）から5月14日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までに、建設部市営住宅課及び市営住宅課久居分室で配布します。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。

#### 5 選考及び抽選

提出された申込書及び実情調査をもとに、入居資格要件に適合する者（以下「入居適格者」といいます。）を選考します。

入居適格者の数が、募集戸数を上回った住宅については、津市営住宅等公開抽選実施要綱（平成18年訓第182号）に基づき、公開抽選会を行い、入居決定者及び入居補欠者を決定し、その当選順に希望の住宅を選択します。

公開抽選会は、令和3年6月11日（金）の予定です。

#### (1) A区分住宅

- ア 白塚団地 1戸  
津市白塚町58番地3 鉄筋コンクリート5階建 3DK  
家賃 14,800円 ～ 32,100円
- イ 高洲町アパート 1戸 単身世帯可  
津市高洲町19番32号 鉄筋コンクリート4階建 3DK  
家賃 10,600円 ～ 24,200円
- ウ 大井アパート 1戸 単身世帯可  
津市中河原134番地 鉄筋コンクリート4階建 3DK

	家賃	11,700円	～	24,300円		
エ	阿漕アパート	1戸	単身世帯可			
	津市柳山津興318番地			鉄筋コンクリート4階建	2DK	
	家賃	8,700円	～	14,000円		
オ	南阿漕2号館	2戸(1戸)				
	津市阿漕町津興222番地8			鉄筋コンクリート4階建	3DK	
	家賃	15,200円	～	30,900円		
カ	藤方団地	2戸(1戸)				
	津市藤方297番地			鉄筋コンクリート5階建	3DK	
	家賃	13,000円	～	29,100円		
キ	城山アパート	1戸	単身世帯可			
	津市城山二丁目19番15号			鉄筋コンクリート4階建	2DK	
	家賃	6,800円	～	10,800円		
ク	一身田アパート	1戸				
	津市一身田町213番地1			鉄筋コンクリート3階建	3DK	
	家賃	18,800円	～	38,200円		
ケ	雲出	1戸	車椅子使用者用 単身世帯可			
	津市雲出長常町1026番地1			鉄筋コンクリート3階建	2DK	
	家賃	21,700円	～	49,800円		
コ	相川西団地	1戸				
	津市久居野村町2007番地1			鉄筋コンクリート3階建	3DK	
	家賃	13,400円	～	30,900円		
サ	北口団地	1戸				
	津市久居北口町1065番地9			鉄筋コンクリート3階建	3DK	
	家賃	13,700円	～	31,500円		
シ	桃里団地A棟	1戸	車椅子使用世帯用			
	津市戸木町2191番地			鉄筋コンクリート4階建	3DK	
	家賃	18,600円	～	42,800円		
ス	桃里団地C棟	1戸	単身世帯可			
	津市戸木町2191番地			鉄筋コンクリート2階建	2DK	
	家賃	14,600円	～	33,500円		

(2) B区分住宅

ア	朝夕アパート	1戸	単身世帯可			
---	--------	----	-------	--	--	--

- 津市下弁財町津興 802 番地 鉄筋コンクリート 4 階建 2DK  
家賃 7,500円 ~ 11,200円
- イ 西城山アパート 1戸 単身世帯可  
津市城山三丁目 10 番 5-302 号 鉄筋コンクリート 4 階建 2DK  
家賃 8,600円 ~ 12,800円

家賃は、令和 3 年度の月額家賃で、表示の範囲内で各入居世帯の収入等に応じた家賃となります。

また、令和 4 年度以降は、毎年度、入居者の収入や住宅規模等に応じた家賃となります。

## 6 入居の時期

令和 3 年 8 月上旬の予定です。

津市公告第61号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

令和3年5月7日

津市長 前 葉 泰 幸

1 犬の特徴

捕獲した場所	種類	毛色等	性別	体格	年齢	その他
河芸町千里ヶ丘	トイプードル	茶 長毛	メス	中	91日 以上	首輪あり

2 抑留日 令和3年5月2日

3 抑留期間 令和3年5月13日まで

4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話番号059-229-3282

三重県津保健所衛生指導課

電話番号059-223-5112



津市公告第62号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和3年5月10日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

## 事後審査型条件付一般競争入札

503051001

公告日	令和3年5月10日	業務担当課	営繕課		
業務名	令和3年度営生学第1 - 6号 南が丘地区放課後児童クラブ整備工事に係る設計業務委託				
業務場所	津市 垂水	地内			
業務概要	新築 鉄骨造2階建 延面積218m2 上記に係る設計業務委託 一式				
期間	契約締結の日から <b>令和4年1月31日</b> まで				
発注業種	建築関係コンサルタント				
参加資格に関する事項	登録要件	業種	建築関係コンサルタント	部門	建築一般
		建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていること			
	所在地要件	市内本店			
	当該業種における営業収入金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること		
	同種業務実績要件				
	技術者要件	主任技術者	一級建築士又は二級建築士（本市発注業務における専任配置）		
	その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から <b>令和3年5月21日</b> まで			
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から <b>令和3年5月21日</b> まで			
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100			
設計図書等に関する質問	提出期限	令和3年5月13日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回答日	令和3年5月18日 ホームページにて回答			
	提出先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059 - 229 - 3333			
入札方法等	入札方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提出期限	<b>令和3年5月21日</b> <b>必着</b>			
	郵送先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開札日時及び場所	<b>令和3年5月26日</b> <b>午前9時00分</b> 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予定価格	<b>3,717,000</b> 円（税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免除				
契約保証金	免除				
前金払	有				
部分払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 本市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。				

## 事後審査型条件付一般競争入札

503051002

公告日	令和3年5月10日	業務担当課	営繕課		
業務名	令和3年度営教総第1 - 3号 津市立上野小学校改修工事に係る設計業務委託				
業務場所	津市 河芸町上野	地内			
業務概要	改修 (防水改修、外壁改修、建具改修、内装改修、塗装改修、躯体改修) 上記に係る設計業務委託 一式				
期間	契約締結の日から <b>令和3年12月13日</b> まで				
発注業種	建築関係コンサルタント				
参加資格に関する事項	登録要件	業種	建築関係コンサルタント	部門	建築一般
		建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による登録を受けていること			
	所在地要件	市内本店			
	当該業種における営業収入金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること		
	同種業務実績要件				
	技術者要件	主任技術者	一級建築士(本市発注業務における専任配置)		
	その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から <b>令和3年5月21日</b> まで			
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から <b>令和3年5月21日</b> まで			
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100			
設計図書等に関する質問	提出期限	令和3年5月13日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)			
	回答日	令和3年5月18日 ホームページにて回答			
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333			
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提出期限	<b>令和3年5月21日</b> 必着			
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開札日時及び場所	<b>令和3年5月26日</b> <b>午前9時10分</b> 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予定価格	<b>6,687,000</b> 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前金払	有				
部分払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 本市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

503051003

公告日	令和3年5月10日	業務担当課	営繕課	
業務名	令和3年度営教総第1 - 4号 津市立橋南中学校改修工事に係る設計業務委託			
業務場所	津市 上弁財町津興	地内		
業務概要	改修 (防水改修、外壁改修、建具改修、内装改修、塗装改修、躯体改修) 上記に係る設計業務委託 一式			
期間	契約締結の日から <b>令和3年12月13日</b> まで			
発注業種	建築関係コンサルタント			
参加資格に関する事項	登録要件	業種	建築関係コンサルタント	
		部門	建築一般	
		建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による登録を受けていること		
	所在地要件	市内本店		
	当該業種における営業収入金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること	
	同種業務実績要件			
技術者要件	主任技術者	一級建築士(本市発注業務における専任配置)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から <b>令和3年5月21日</b> まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から <b>令和3年5月21日</b> まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和3年5月13日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和3年5月18日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	<b>令和3年5月21日 必着</b>		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	<b>令和3年5月26日 午前9時20分</b> 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	<b>7,677,000</b> 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 本市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。			

## 事後審査型条件付一般競争入札

503051004

公告日	令和3年5月10日	業務担当課	営繕課		
業務名	令和3年度営教総第1-5号 津市立西橋内中学校改修工事に係る設計業務委託				
業務場所	津市 東古河町	地内			
業務概要	増築 EV棟 鉄骨造4階建 延面積40m2 改修 (防水改修、外壁改修、建具改修、内装改修、塗装改修、躯体改修) 上記に係る設計業務委託 一式				
期間	契約締結の日から <b>令和4年1月31日</b> まで				
発注業種	建築関係コンサルタント				
参加資格に関する事項	登録要件	業種	建築関係コンサルタント	部門	建築一般
		建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による登録を受けていること			
	所在地要件	市内本店			
	当該業種における営業収入金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること		
	同種業務実績要件				
	技術者要件	主任技術者	一級建築士(本市発注業務における専任配置)		
	その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から <b>令和3年5月21日</b> まで			
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から <b>令和3年5月21日</b> まで			
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100			
設計図書等に関する質問	提出期限	令和3年5月13日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)			
	回答日	令和3年5月18日 ホームページにて回答			
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333			
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提出期限	<b>令和3年5月21日</b> <b>必着</b>			
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開札日時及び場所	<b>令和3年5月26日</b> <b>午前9時30分</b> 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予定価格	<b>8,460,000</b> 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前金払	有				
部分払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 本市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。				

## 事後審査型条件付一般競争入札

503051005

公告日	令和3年5月10日	工事担当課	津北工事事務所	
工事名	令和3年度北道維第3号 片田町及び片田長谷場町地内道路改修工事			
工事場所	津市 片田町及び片田長谷場町	地内		
工事概要	側溝工 5m 張りコンクリート工 114m <sup>2</sup>			
工期	契約締結の日から <b>令和3年9月3日</b> まで			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地域・格付要件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】D
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和3年5月21日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和3年5月21日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和3年5月13日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和3年5月18日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	<b>令和3年5月21日 必着</b>		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	<b>令和3年5月26日 午前9時50分</b> 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	<b>3,120,000</b> 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	免除			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。			

## 事後審査型条件付一般競争入札

503051006

公告日	令和3年5月10日	工事担当課	営繕課	
工事名	令和3年度営消総第17号 香良洲地域水防ステーション改修工事			
工事場所	津市 香良洲町	地内		
工事概要	改修 (防水改修、外装改修、塗装改修、躯体改修) 解体 上記に係る建築工事等 一式			
工期	契約締結の日から <b>令和3年8月31日</b> まで			
発注業種	建築一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地域・格付要件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】D・C
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から <b>令和3年5月21日</b> まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から <b>令和3年5月21日</b> まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和3年5月13日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和3年5月18日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	<b>令和3年5月21日 必着</b>		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	<b>令和3年5月26日 午前10時10分</b> 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	<b>6,095,000</b> 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。			

## 事後審査型条件付一般競争入札

503051007

公告日	令和3年5月10日	工事担当課	市営住宅課	
工事名	令和3年度住第1号 津市市営城山アパート及びげにやま団地5号館遠隔水道メーター取替工事			
工事場所	津市 城山二丁目及び神戸 地内			
工事概要	遠隔水道メーター取替 城山アパート 電子式水道メーター 20mm 32個、13mm 1個 げにやま団地(5号館) 電子式水道メーター 20mm 33個 上記に係る配管工事等 一式			
工期	契約締結の日から <b>令和3年9月7日</b> まで			
発注業種	管			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地域・格付要件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和3年5月21日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和3年5月21日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和3年5月13日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和3年5月18日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	<b>令和3年5月21日 必着</b>		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	<b>令和3年5月26日 午前10時20分</b> 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	<b>5,180,000</b> 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。			



## 事後審査型条件付一般競争入札

503051008

公告日	令和3年5月10日	工事担当課	営繕課	
工事名	令和3年度営北第18号 お城西公園便所改修工事			
工事場所	津市 西丸之内	地内		
工事概要	改修(便所改修) 洋風便器 3組 和風便器 1組 小便器 3組 上記に係る機械設備工事等 一式			
工期	契約締結の日から <b>令和3年9月13日</b> まで			
発注業種	管			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地域・格付要件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から <b>令和3年5月21日</b> まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から <b>令和3年5月21日</b> まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和3年5月13日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和3年5月18日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	<b>令和3年5月21日</b> 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	<b>令和3年5月26日</b> <b>午前10時30分</b> 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	<b>6,025,000</b> 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

503051009

公告日	令和3年5月10日	工事担当課	市営住宅課	
工事名	令和3年度住第2 - 1号 津市市営青木団地36号及び37号屋根等修繕			
工事場所	津市 芸濃町雲林院	地内		
工事概要	修繕 (屋根修繕、塗装修繕) 上記に係る屋根等修繕 一式			
工期	契約締結の日から <b>令和3年8月18日</b> まで			
発注業種	屋根			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地域・格付要件	【ブロック】安芸	【地区】芸濃・河芸・美里・安濃	【格付】A1・A2
		【ブロック】久居	【地区】久居・一志・白山・美杉	【格付】A1・A2
		【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】A1・A2
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から <b>令和3年5月21日</b> まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から <b>令和3年5月21日</b> まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和3年5月13日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和3年5月18日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	<b>令和3年5月21日 必着</b>		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	<b>令和3年5月26日 午前10時40分</b> 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	<b>3,177,000</b> 円 (税抜き)			
最低制限価格	無			
入札保証金	免除			
契約保証金	免除			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

503051010

公告日	令和3年5月10日	工事担当課	市営住宅課	
工事名	令和3年度住第2 - 2号 津市市営藤ヶ丘団地12号及び13号屋根等修繕			
工事場所	津市 芸濃町中縄	地内		
工事概要	修繕 (屋根修繕、塗装修繕) 上記に係る屋根等修繕 一式			
工期	契約締結の日から <b>令和3年8月18日</b> まで			
発注業種	屋根			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地域・格付要件	【ブロック】安芸	【地区】芸濃・河芸・美里・安濃	【格付】A1・A2
		【ブロック】久居	【地区】久居・一志・白山・美杉	【格付】A1・A2
		【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】A1・A2
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から <b>令和3年5月21日</b> まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から <b>令和3年5月21日</b> まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和3年5月13日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和3年5月18日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	<b>令和3年5月21日 必着</b>		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	<b>令和3年5月26日 午前10時50分</b> 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	<b>3,659,000</b> 円 (税抜き)			
最低制限価格	無			
入札保証金	免除			
契約保証金	免除			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。			

## 事後審査型条件付一般競争入札

503051011

公告日	令和3年5月10日	工事担当課	営繕課	
工事名	令和3年度営ス振第19号 津市一志体育館火災報知設備改修工事			
工事場所	津市 一志町高野 地内			
工事概要	火災報知設備改修 P型1級複合受信機 35回線 1面 上記に係る電気設備工事 一式			
工期	契約締結の日から <b>令和3年9月3日</b> まで			
発注業種	消防施設			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地域・格付要件	【ブロック】久居	【地区】一志・久居・白山・美杉	【格付】A1・A2
		【ブロック】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里・安濃	【格付】A1・A2
		【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】A1・A2
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
専門技術者		消防設備士甲種第4類の資格を有する者(主任技術者・現場代理人と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和3年5月21日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和3年5月21日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和3年5月13日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和3年5月18日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	<b>令和3年5月21日 必着</b>		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	<b>令和3年5月26日 午前11時00分</b> 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	<b>6,379,000</b> 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事、担当課執行分を除く。			

## 事後審査型条件付一般競争入札

503051012

公告日	令和3年5月10日	工事担当課	津北工事事務所	
工事名	令和3年度北海道新補第1号 白山芸濃線道路改良(舗装)工事(その1)			
工事場所	津市 安濃町戸島	地内		
工事概要	表層 3,930m <sup>2</sup> 基層 3,930m <sup>2</sup> 路上路盤再生工 3,930m <sup>2</sup>			
工期	契約締結の日から <b>令和3年11月5日</b> まで			
発注業種	舗装			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A		
	地域・格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から <b>令和3年5月28日</b> まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から <b>令和3年5月28日</b> まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和3年5月19日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和3年5月24日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	<b>令和3年5月28日 必着</b>		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	<b>令和3年6月2日 午前9時00分</b> 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	<b>開札後に公表(ただし、落札候補者がいない場合を除く)</b>			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・格付要件については、「令和2年度格付区分等業者一覧」のとおりとする。 ・本件は予定価格を事後公表(開札後に公表)する試行案件です。 <u>なお、最低制限価格の設定にあたっては、増減調整をしないものとします。</u>			

## 事後審査型条件付一般競争入札

503051013

公告日	令和3年5月10日	工事担当課	津北工事事務所	
工事名	令和2年度北海道補第2号 大里睦合山室町線道路改良(舗装)工事			
工事場所	津市 大里睦合町	地内		
工事概要	表層 3,860m <sup>2</sup> 基層 3,860m <sup>2</sup> 路上路盤再生工 3,860m <sup>2</sup>			
工期	契約締結の日から <b>令和3年11月26日</b> まで			
発注業種	舗装			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A		
	地域・格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)	
		現場代理人	常駐配置(専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)	
	その他要件			
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和3年5月28日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和3年5月28日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和3年5月19日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和3年5月24日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	<b>令和3年5月28日 必着</b>		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	<b>令和3年6月2日 午前9時20分</b> 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	<b>58,661,000</b> 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・格付要件については、「令和2年度格付区分等業者一覧」のとおりとする。			

事後審査型条件付一般競争入札

503051014

公告日	令和3年5月10日	工事担当課	営繕課	
工事名	令和3年度営生学補第16号 成美放課後児童クラブ整備に伴う津市立成美小学校改修工事			
工事場所	津市 久居新町	地内		
工事概要	改修 (防水改修、建具改修、内外装改修、塗装改修、躯体改修) 上記に係る建築工事等 一式			
工期	契約締結の日から <b>令和3年9月13日</b> まで			
発注業種	建築一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地域・格付要件	【ブロック】久居	【地区】久居・一志・白山・美杉	【格付】C・B・A
		【ブロック】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里・安濃	【格付】C・B・A
		【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】C
	同種工事実績要件			
技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
	現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から <b>令和3年5月28日</b> まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から <b>令和3年5月28日</b> まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和3年5月19日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和3年5月24日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	<b>令和3年5月28日 必着</b>		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	<b>令和3年6月2日 午前9時40分</b> 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	<b>21,171,000</b> 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。本市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。</li> <li>・格付要件については、「<u>令和2年度格付区分等業者一覧</u>」のとおりとする。</li> </ul>			

## 事後審査型条件付一般競争入札

503051015

公告日	令和3年5月10日	工事担当課	営繕課	
工事名	令和2年度営教総補第72号 津市立安濃小学校長寿命化改修工事			
工事場所	津市 安濃町内多	地内		
工事概要	改修 (防水改修、外壁改修、建具改修、内外装改修、塗装改修、躯体改修、昇降機設備) 外構 上記に係る建築工事等 一式			
工期	契約締結の日から <b>令和3年12月8日</b> まで			
発注業種	建築一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A		
	地域・格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)	
		現場代理人	常駐配置(専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)	
	その他要件			
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和3年5月28日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和3年5月28日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和3年5月19日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和3年5月24日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	<b>令和3年5月28日 必着</b>		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	<b>令和3年6月2日 午前9時50分</b> 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	<b>125,929,000</b> 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。 ・格付要件については、「令和2年度格付区分等業者一覧」のとおりとする。			



津市公告第63号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により津市農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和3年5月10日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第64号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第1項の規定により農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を別冊のとおり変更しましたので、同条第6項の規定により公告します。

なお、別冊は省略し、津市農林水産部農林水産政策課において縦覧に供します。

令和3年5月10日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第65号

令和3年度津市職員採用試験（6月試験）を次のとおり実施します。

令和3年5月11日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う留意事項

### (1) 試験延期等の判断について

今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や国、地方公共団体の外出自粛要請の状況等によっては、試験を延期する場合等があります。詳細については、マイページ（電子申請後に作成される受験者専用ページ）に通知及び津市ホームページ（アドレスは表紙参照）へ掲載しますので、必ず事前にご確認ください。

### (2) 感染防止対策の徹底について

咳エチケットや手洗いの励行、感染のリスクが高い場所を避けるなど、普段から**感染予防と体調管理に努めてください**。また、試験当日においても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、マスクの着用や咳エチケットの徹底、他の受験者との身体的距離の確保をお願いします（試験時間中に行う写真照合の際には、試験員の指示に従い、マスクを一時的に外していただきます。）。

### (3) 体調不良等の方について

新型コロナウイルス感染症に罹患し治癒していない方や濃厚接触者として健康観察の指示を受けている方等は、他の受験者への感染のおそれがあるため、**受験を控えていただくようお願いいたします**。また、受験日までに体調を崩した場合（息苦しさ、強いだるさ、高熱がある場合や咳などの比較的軽い風邪の症状が続いている場合など、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合）は、かかりつけ医等に相談の上、受験の可否を判断してください。なお、これらを理由とした欠席者向けの再試験は予定しておりません。

### (4) 試験室の換気について

試験会場は、感染予防のため、試験中も適宜、**窓やドアを開ける場合があります**ので、室温の高低に対応できるよう服装には注意してください。

### (5) 接触確認アプリ等の活用

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、国や三重県で推奨されている新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）や新型コロナウイルス感染拡大防止システム「安心みえるLINE」の活用にご協力ください。

# 1 職種、採用予定人数及び受験資格

職 種	採用 予定 人数	受 験 資 格	
		学 歴 、 免 許 等	生 年 月 日
事 務 職	十 五 人 程 度	(1)又は(2)の要件を満たす人 (1) 学校教育法による大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・高等学校・中学校又はこれらに相当すると市長が認める学校等を卒業（修了）した人又は令和4年3月卒業（修了）見込み（ただし、高等学校の卒業見込みを除く。）の人 (2) 市長が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人	昭和61年4月2日 以降平成16年4月 1日までに出生の人
技 （土 術 木 職）	二 人 程 度	(1)又は(2)の要件を満たす人 (1) ア及びイの要件を満たす人 ア 学校教育法による大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・高等学校又はこれらに相当すると市長が認める学校等を卒業（修了）した人又は令和4年3月卒業（修了）見込み（ただし、高等学校の卒業見込みを除く。）の人 イ 上記アに掲げる学校等（※）において土木に係る専門課程を履修した人 (2) 市長が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人	昭和61年4月2日 以降出生の人
保 育 士	十 四 人 程 度	保育士資格と幼稚園教諭普通免許状の両方を有する人又は令和4年3月までに有する見込みの人 なお、幼稚園教諭普通免許状については、令和4年4月1日時点で有効であること（旧免許状の人は更新講習の修了確認期限内、新免許状の人は有効期間内）	
保 健 師	二 人 程 度	保健師免許を有する人又は令和4年4月までに有する見込みの人	
すべての職種に共通する受験資格 地方公務員法第16条（欠格条項）の各号のいずれにも該当しない人			

※ 「上記アに掲げる学校等」とは、「学校教育法による大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・高等学校又はこれらに相当すると市長が認める学校等」を指すもので、卒業（卒業見込みを含む。）した学校等と同一である必要はありません。

## 2 職務内容

職 種	職 務 内 容
事 務 職	一般行政事務
技 術 職 ( 土 木 )	土木事業に係る計画、設計、施工管理等に関する技術的業務
保 育 士	児童福祉施設（保育所、認定こども園等）等、幼稚園その他の施設における児童の保育業務、幼児教育業務等
保 健 師	乳幼児、妊産婦、成人等の保健指導業務等

## 3 受験手続等

原則、電子申請（インターネットによる申込み）となります。

※ インターネットの利用環境が整わない等、やむを得ない事情により電子申請ができない場合については、郵送により対応しますので、5頁（5）をご参照ください。

### （1）事前に準備するもの

ア パソコン、スマートフォン（スマートフォン以外の携帯電話には対応していません。）

推奨環境は下記のとおりです（推奨環境がない場合、電子申請ができないことがあります。）。

#### Google Chrome 最新版

※ JavaScript が使用できる設定であること。

※ 一部の機能は PDF を閲覧できる環境（Adobe Acrobat Reader（Ver.5.0以上）推奨）が必要です。

イ 本人のメールアドレス

ドメイン指定等の受信制限をしている場合は、@bsmrt.biz のメールを受信できるように設定してください。

ウ 顔写真データ（受験票用）

下記「（3）エ 本登録」をご確認ください。

エ 受験票を印刷するためのプリンタ

プリンタがない場合は、コンビニエンスストアのプリントサービス等をご利用ください。

### （2）受付期間

令和3年5月17日（月）午前8時30分から令和3年6月15日（火）午後5時15分まで

※ 受付期間終了直前は、サーバーが混み合うこと等により申込みに時間がかかるおそれがありますので、余裕をもって早めに申込みを行ってください。

### （3）申込手順

ア 申込サイトへアクセス <https://secure.bsmrt.biz/tsucity/u/job.php>

津市ホームページからの申込みの場合、「市民の皆さまへ→職員の募集→新規採用職員の募集→令和3年度（令和4年度採用予定）津市職員採用試験（6月試験）について→受験申込フォームへ」から申込み（申込専用サイトへ接続）を行ってください。

こちらの QR コードからも申込みができます



イ 事前登録

① 「令和3年度津市職員採用試験（6月試験）事務職等」内の希望する職種を選択してください。その後、受験資格等をご確認のうえ、エントリーを選択してください。

② 個人情報の取扱いに関する規約をお読みいただき、同意のうえ、事前登録画面に進んでください。

- ③ 設問に従い、必要事項をすべて入力してください。入力内容に誤りがないか確認のうえ、パスワードを設定してください。
- ※ パスワードは英小文字、英大文字、数字、記号を2種類以上組み合わせ、8字以上20字以内での作成が必要です。
  - ※ パスワードは忘れないように必ずメモをしてください。パスワード忘れ等による申込みの遅滞については、責任を負いかねます。
  - ※ 登録の途中で一時保存することはできません。登録作業を中断した場合は最初から入力をし直す必要がありますのでご注意ください。

#### ウ マイページへログイン

- ① 登録したメールアドレスに「事前登録完了のお知らせ」が送付されているかご確認ください。
- ② メール本文中に、システムで自動割り当てされた個人IDが記載されていますので、メモやメールを保存する等の方法で、必ず控えておいてください（個人IDとパスワードは、受験申込み、受験票の印刷等、以後の手続きにも必要となります。）。
- ③ メール本文内のURLにアクセスし、個人IDと事前登録で設定したパスワードを入力して申込サイトのマイページにログインしてください。
- ※マイページへのログインは事前登録完了後24時間以内に行ってください。24時間を過ぎると個人IDが無効となりますのでご注意ください。

※この段階はまだ仮登録状態です。受験申込みは完了していませんので、下記「エ 本登録」の説明に沿って、申込みを完了してください。

#### エ 本登録

- ① マイページ内のメニュー「エントリー」を選択し、住所や学歴等、各項目に入力してください。
- ※ 必須項目は必ず入力してください。その他の項目についても該当がある場合は入力してください。
  - ※ 入力内容に不備・不足が無いように、各項目の内容をよく読み、入力してください。
  - ※ 登録の途中で一時保存することはできません。登録作業を中断した場合は最初から入力をし直す必要がありますのでご注意ください。また、無操作状態によるログアウトにもご注意ください。
- ② 顔写真データ（受験票用）をアップロードしてください（エントリーページ最下部）。
- ※ 顔写真データは、受験票に印刷されます。本人確認のために使用する重要なものとなるため、印刷した顔写真を撮影したものや、背景が無背景となっていないものは、使用しないでください。
  - ※ 申込み前3か月以内に、無背景、脱帽で上半身正面向で撮影された画像データをタテ表示となるようにアップロードしてください。
  - ※ ファイル形式は、「.jpg」又は「.jpeg」のみとなります。
  - ※ 画像サイズは横75ピクセル×縦100ピクセル～横360ピクセル×縦480ピクセル、縦横比4×3、添付可能ファイルサイズは最大2MBまでです。
  - ※ 一部スマートフォンからはアップロードできない場合があります。その場合はパソコンからアクセスし、アップロードしてください。
- ③ 入力完了後、入力事項確認画面に遷移します。入力内容に誤りがないか確認のうえ、「エントリー」を選択してください。

#### オ 申込完了

上記手順ア～エのすべてが正常に終了した人は、申込完了となります。

- ① 登録したメールアドレスに、「申込完了のお知らせ」が送付されているかご確認ください。
- ② 職種以外の内容はマイページ内のメニュー「エントリー修正」から修正することができますが、本市が申込内容の審査を終えた申込みについては、「エントリー修正」が表示されませんので、修正することができません。修正の必要がある場合は、津市総務部人事課（電話番号 059-229-3106）までご連絡ください。

- ③ 申込期間中に申込みが完了しなかった場合は受験できません。
- ※ 受付期間中は24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のため、サーバーを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前は、サーバーが混み合うおそれがありますので、余裕をもって早めに申込みを行ってください。
- ※ 使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いませんのでご注意ください。
- ※ 申込内容に不備がある場合等は、電話又はメールで問い合わせをすることがあります。その場合、マイページにログインして申込内容の訂正を行ってください。

#### (4) 受験票印刷

##### ア マイページにログイン

受付締切後、令和3年6月21日(月)に「受験票発行のご案内」をマイページに通知しますので、マイページにログインし、到着を確認してください。

※ 令和3年6月23日(水)までに上記通知が届かない場合は、必ず津市総務部人事課(電話番号 059-229-3106)へお問い合わせください。

##### イ 受験票の印刷

マイページ内のメニュー「受験票」を選択し、受験票を白色のA4サイズ(縦:29.7cm、横:21cm)の用紙に印刷した後、切り取り線に沿って切り取ってください(白黒印刷可)。試験名、試験区分、受験番号、氏名、試験会場及びご自身の顔写真が印刷されていることを確認してください。

##### ウ 受験票への署名

受験票に記載されている事項及び受験案内の受験資格を再度確認し、申込者本人が署名して、受験票を各試験受験の際に必ず持参してください。

※ 障がい等により受験者本人が直筆で記入することが困難な場合は、代筆での記入を可とします。

#### (5) やむを得ない事情により電子申請ができない場合

受験申込みは、原則、電子申請(インターネットによる申込み)となりますが、やむを得ない事情(下記ア参照)により電子申請ができない場合は、郵送による申込みを受け付けます。

上記の場合、今後の選考過程における連絡方法等お伝えしたいことがありますので、事前に津市総務部人事課(電話番号 059-229-3106)に連絡のうえ、最終頁にある「電子申請申出書」の各項目すべてを記入し、提出してください。

また、本申出書の場合においても、申出内容を基に、本市においてエントリーシートを作成しますので、12頁「電子申請に係る応募者利用規約について」を必ずご確認ください、申出書の「1. 利用規約について」に同意(☑を記入)をお願いします。

##### ア やむを得ない事情について

下記の項目に該当する場合はやむを得ない事情とします。

- ・インターネットに通信可能なパソコン・スマートフォンを所持していない。
- ・その他インターネットに通信可能な場所を利用できない(例:学校や公共施設内のフリーパソコン等)。

##### イ 受付期間・受付時間

令和3年5月17日(月)から令和3年6月15日(火)まで(土曜日・日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとします。

##### ウ 提出書類

###### ① 電子申請申出書-----1通

- ※ 切り取り線に沿って、申出書を受験案内から切り離し、使用してください。
- ※ 申出書に写真をはり付けてください。なお、写真は申込み前3か月以内に、無背景、脱帽で上半身正面向を撮影した縦45mm、横35mmの写真(裏面に氏名を記入)をはり付けてください。
- ※ 記入例(13頁)を参考に正しく作成してください。
- ※ 申出書は受験者本人が直筆で記入してください。ただし、障がい等により受験者本人が直筆で記入することが困難な場合は、代筆を可とします。



② 返信用封筒----- 2 通

※ 返信用封筒のサイズ：長形 3 号（縦：23.5cm、横：12cm）

※ この返信用封筒により受験票及び第 1 次試験に係る合否通知を送付しますので、84 円切手をはり付け、あて先に受験者の郵便番号、住所及び氏名（敬称は「様」）を記入してください。

エ 提出方法

① 上記提出書類を封入した封筒の表面に「津市職員採用試験電子申請申出書在中」と朱書きの上、必ず簡易書留郵便により、次の送付先まで送付してください。

② 令和 3 年 6 月 1 5 日（火）午後 5 時 1 5 分までに、津市総務部総務課文書・公開担当（津市本庁舎 7 階）に到着した分のみを受け付けます。

【送付先】〒514-8611 津市西丸之内 2 3 番 1 号 津市総務部人事課あて

※ 郵便事情等により書類到着の遅延等が発生した場合における受付期間経過後の申込みについては、受付は行わないため、申出書等は余裕を持って早い時期に提出してください。

③ 申込完了後、受験票及び第 1 次試験の案内を発送します。令和 3 年 6 月 2 3 日（水）までに受験票等が届かない場合は、津市総務部人事課（電話番号 059-229-3106）へお問い合わせください。

(6) その他

ア 申込内容に記載漏れ等の不備がある場合又は虚偽の記載等がある場合等は受験を無効とすることがありますので、受験手続には十分注意してください（電子申請申出書の場合、受付は行わず、書類を返信用封筒により返却します。）。

イ 第 1 次試験において、障がい等を理由に配慮を希望する内容がある場合、津市総務部人事課（電話番号 059-229-3106）までご連絡ください。

## 4 第 1 次試験

(1) 試験科目

職 種	試 験 科 目
事 務 職	教養試験・事務適性検査
技 術 職 ( 土 木 )	教養試験・専門試験
保 育 士	
保 健 師	

(2) 試験の内容

試 験 科 目	試 験 の 内 容	
教 養 試 験	時事、社会・人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する能力についての択一式による筆記試験	
事 務 適 性 検 査	事務職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみるための択一式による筆記検査	
専 門 試 験	技術職 ( 土 木 )	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学及び土木施工に関する択一式による筆記試験
	保 育 士	社会福祉、子ども家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、保育原理・保育内容及び子どもの保健に関する択一式による筆記試験（障害児保育については、上記のいずれかの分野で出題することがあります。）

試験科目		試験の内容
専門試験	保健師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論に関する択一式による筆記試験

※ 教養試験及び専門試験（技術職（土木））の試験問題は、高等学校卒業程度です。

### （３）試験日

令和３年６月２７日（日）

### （４）試験場所

ア 三重会場 津市立三重短期大学（津市一身田中野１５７番地）ほか

イ 東京会場 ホテルルポール麹町（東京都千代田区平河町２－４－３）

※ 第１次試験の受験会場は、三重、東京会場のうち、原則、居住地に最も近い会場とします。本登録内の設問「受験会場」で、第１次試験の受験希望会場を選択していただき、当該希望を基に決定します。決定した受験会場は受験票に記載されますので、必ずご確認ください。また、東京会場については、応募人数により希望に添えず、三重会場となる場合もあります。

※ 応募状況により他会場でも行う場合があります。

### （５）結果発表

令和３年７月７日（水）（予定）に受験者全員に対し、可否についてマイページに通知するとともに、通知日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、可否結果は個人情報のため、電話等による問い合わせには応じておりません。

## ５ 第２次試験

第１次試験合格者に対して次のとおり行います。

### （１）試験科目・試験日

職種	試験科目	試験日（予定）
事務職	口述試験（個人面接）	令和３年７月１７日（土） 又は 令和３年７月１８日（日）
	実地試験（グループワーク） ケース記述試験 職場適応性検査	令和３年７月１９日（月）
技術職（土木） 保健師	口述試験（個人面接）	令和３年７月１７日（土） 又は 令和３年７月１８日（日）
	実地試験（グループワーク） 職場適応性検査	令和３年７月１９日（月）
保育士	実技試験（課題実技） 職場適応性検査	令和３年７月２０日（火）

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等により、試験科目や試験日等を変更する場合があります。

※ 詳細については、第１次試験の結果発表の際に通知します。

### （２）試験場所

第１次試験の結果発表の際に通知します。

### (3) 結果発表

令和3年8月上旬に第2次試験受験者全員に対し、合否についてマイページに通知するとともに、通知日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、合否結果は個人情報のため、電話等による問い合わせには応じておりません。

## 6 第3次試験

第2次試験合格者に対して次のとおり行います。

### (1) 試験科目

ア 口述試験（個人面接）・・・全職種

イ 集団討議・・・保育士を除く全職種

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等により、試験科目等を変更する場合があります。

※ 詳細については、第2次試験の結果発表の際に通知します。

### (2) 試験日

令和3年8月中旬から下旬まで

※ 詳細については、第2次試験の結果発表の際に通知します。

### (3) 試験場所

第2次試験の結果発表の際に通知します。

### (4) その他

第3次試験の受験日までに最終学校卒業（見込）証明書等の書類を提出していただきます。

※ 詳細については、第2次試験の結果発表の際に通知します。

## 7 最終合格者発表

令和3年9月上旬（予定）に第3次試験受験者全員に対し、合否についてマイページに通知するとともに、通知日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

また、最終合格者発表は郵送でも通知しますのでご確認ください。

なお、合否結果は個人情報のため、電話等による問い合わせには応じておりません。

## 8 合格から採用まで

(1) 最終合格者については、令和4年4月1日に採用する予定です（当該採用日に勤務できないときは、採用されない場合があります。）。

(2) 上記(1)の最終合格者のほか、必要に応じて追加採用候補者を決定し、合格者の辞退がある場合や欠員が生じた場合等に合格者として繰り上げることがあります。

なお、当該繰り上げを行う期間は、令和5年3月31日までとします。

(3) 受験資格を満たさない場合又は申込内容に虚偽の記載がある場合等は、採用されません。

(4) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は、採用されません。

## 9 採用後の給与

津市職員の給与に関する条例等の定めるところにより、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

学歴	初任給（給料）※1	給与月額（見込）※2
大学院（修士課程）修了	195,500円	232,000円
大学卒（保健師養成所卒含む。）	182,200円	216,300円
短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）卒	165,900円	196,900円
高等学校卒又は中学校卒（18歳の場合）	154,900円	183,800円

※1 上記の初任給は、新卒者等に係る令和3年4月1日付けでの採用の場合の初任給であり、採用日までに給料の改定等があった場合は、当該改定等後の額となります。また、職務経験等がある場合は、一定の基準に基づき加算措置があります。

※2 上記の給与月額は、給料、地域手当（勤務地：津市）及び時間外勤務手当を含んでいます（100円未満の金額については切り捨てで表記しています）。また、時間外勤務手当については、令和2年度1人当たりの平均時間外勤務時間数で算出しています。

なお、上記の給与以外に、期末・勤勉手当（令和2年度実績4.45月分）が別途支給されます。また、支給要件に応じて扶養手当、住居手当、通勤手当も支給されます。

## 10 勤務条件等

### （1）勤務時間

原則として、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで（休憩時間は正午から午後1時まで）です。ただし、勤務場所等により異なる場合があります。

（例）児童福祉施設（保育所、認定こども園）に勤務する保育士の場合

勤務時間は、原則、月曜日から土曜日までのうち1週間当たり5日勤務で、午前7時30分から午後7時までのうち7時間45分（施設により異なる場合があります。）

### （2）勤務場所

本庁、各総合支所、その他市の機関及び施設で勤務します。

### （3）休日

原則として、週休2日制（土曜日・日曜日）で、国民の祝日に関する法律に規定されている休日及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日まで）があります。ただし、勤務場所等によって異なる場合があります（上記「（1）勤務時間」を参照）。

### （4）休暇等

年次有給休暇、特別休暇（結婚休暇、産前・産後休暇、夏季休暇等）、病気休暇、介護休暇、介護時間、育児休業及び部分休業等があります。

### （5）福利厚生

#### ア 健康診断

全職員を対象とした定期健康診断のほか、各種の健康診断を実施しています。

#### イ 健康保険等

三重県市町村職員共済組合等に参加し、医療に係る給付等が受けられます。

#### ウ レクリエーション等

津市職員共済組合による庁内各種スポーツ大会等の事業等を実施しています。

## (6) 人事・研修制度

### ア 自己希望制度

職員の能力、適性、意向に沿った人事配置を行うために、異動希望の有無、希望する部課等を申告する自己希望調書を毎年提出することができます。

### イ プリセプター制度

市の業務内容や先輩との人間関係等について、新規採用職員が抱く不安感を軽減するための仕組みとして、採用されてから一定の期間、1人の新人に対して、1人の先輩職員が指導者として担当し、心理的なサポートや職務遂行能力の指導・向上を図るプリセプター制度を導入しています。

### ウ 研修制度

実務研修、専門研修、階層別研修、派遣研修など様々な研修を実施しています。

## 11 その他

### (1) 条件付採用について

採用後6か月の間は、地方公務員法第22条に基づき条件付の採用となり、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になります（給与等に変動はありません。）。

### (2) 併願について

今後実施される他の津市職員採用試験等も受験可能です。また、今回の試験結果は、今後の採用試験の可否には一切影響することはありません。

### (3) 問い合わせ

この試験の詳細や障がい等を理由とした職員採用試験に係る配慮事項等については津市総務部人事課（津市本庁舎7階）までお問い合わせください。

電話番号（059-229-3106）

◎ 日本国籍を有しない人が津市職員採用試験を受験するに当たって

日本国籍を有しない人の任用等について

「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とし、それ以外の公務員となるためには、必ずしも日本国籍を必要としないという、いわゆる公務員に関する基本原則に基づき、任用されます。

したがって、日本国籍を有しない人については、「公権力の行使」に係る職務にたずさわらないことを条件として、事務職及び技術職への任用を行います。

また、日本国籍を有しない人については、職種を問わず、「公の意思の形成への参画」にたずさわる職には、将来においても、任用しないことを条件として、採用を行います。

このことから、日本国籍を有しない人が津市職員(事務職及び技術職)となった場合には、次に掲げるような「公権力の行使」に係る職務にたずさわることができません。

日本国籍を有しない人は、どのような職種であっても、次に掲げる「公の意思の形成への参画」にたずさわる職には、将来においても、任用されません。

○ 「公権力の行使」に係る職務について

「公権力の行使」に係る職務とは、次のとおりです。

- 1 市民等に対して命令、強制等を加え、一方的に市民等の権利を制限したり、自由を規制したり、権力的に規律したりする内容を含む業務
- 2 公共の福祉の維持・増進のため、市民等に対して義務や負担を一方的に課する内容を含む業務
- 3 市民等に対して強制力をもって執行する業務
- 4 施設管理等に関する裁量権のある業務

(「公権力の行使」に係る職務の具体例)

- ※ 建築確認、都市計画決定、生活保護決定、設備の設置命令、税・国民健康保険料の賦課、強制力のある立入検査、土地収用、税等の滞納処分、施設の使用許可、道路の占用許可などに係る業務

○ 「公の意思の形成への参画」にたずさわる職について

「公の意思の形成への参画」にたずさわる職とは、職種を問わず、ライン職における課長に係る専決の権限を有する職以上の職で、具体的には、課長、部次長及び部長並びにこれらに類する権限を有する職と津市の活動について、その企画、立案、決定等に関する担当副参事(課長級)、担当参事(部次長級)及び担当理事(部長級)が該当します。

したがって、もっぱら専門的な分野における調査・研究等に係る事務や技術的な事務、あるいは特命の域での補佐的・補助的な事務などにたずさわる担当理事、担当参事及び担当副参事並びに担当主幹級以下の職までの昇任は可能となります。

## 電子申請（インターネットによる申込み）に係る応募者利用規約について

登録フォームにご登録いただく個人情報の取扱いに関する規約

### 1. 登録フォーム

登録フォームとは、津市役所（住所：津市西丸之内 23 番 1 号）がインターネット上の人材採用サイトにて提供する、個人情報の入力・送信フォームを指します。

### 2. 個人情報の取得及び利用の目的

- ・津市役所は登録フォームを通じて、当市に勤務する職員を採用する目的で、必要な範囲において個人情報を取得いたします。
- ・取得した個人情報は、当市の人材採用以外の目的には一切利用いたしません。

### 3. 個人情報の取扱いの委託・提供

- ・津市役所は、第 2 項記載の目的の達成に必要な範囲で、個人情報の取得・分析、その他の処理を委託する場合があります。
- ・以下の場合を除き、取得した個人情報を当該応募者の同意を得ずに第三者に開示・利用・提供をしません。
  - 1) 法令に基づく場合
  - 2) 人の生命、身体、又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
  - 3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難なとき
  - 4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

### 4. 個人情報の管理

- ・津市役所は、第三者が取得した個人情報に不当に触れることがないように、合理的な範囲で厳重に管理いたします。
- ・応募者の個人情報の閲覧は、個人情報の適切な取扱いに関する教育を受け、津市役所が認めた者に限定します。

### 5. 個人情報の管理責任者

- ・下記の職種以外 津市総務部人事課 人事課長
- ・消防職 津市消防本部消防総務課 消防総務課長
- ・幼稚園教諭 津市教育委員会事務局教育総務課 教育総務課長

### 6. 個人情報の統計的利用

当市は、取得させていただいた個人情報を個人が特定できないような形で統計的に処理し、統計、分析その他の目的で利用させていただきますことがあります。

### 7. 個人情報を提供しなかった場合に生じる結果について

津市は、当市に勤務する職員を採用する目的で個人情報を取得しており、必要事項を入力いただけない場合は、選考できないことがあります。

### 8. 個人情報の利用目的の通知、開示・訂正・追加・削除・利用停止・消去

- ・応募者より本人情報の利用目的の通知、開示・訂正・追加・削除・利用停止・消去依頼があった場合、法令に従い、遅滞なく対応いたします。
- ・個人情報の利用目的の通知、開示・削除・利用停止・消去依頼方法は、登録 ID、氏名、依頼内容を記載の上、第 9 項の連絡先宛に電子メールで送信してください。津市は登録時のメールアドレスからの受信と、その後のメールでの依頼内容確認に対する返信により、本人確認とします。
- ・個人情報の訂正・追加を希望する場合は、訂正・追加を反映した最新の個人情報を前回と同じメールアドレスを入力の上、登録フォームより再送信することで津市は訂正・追加を受け付けいたします。津市役所は前回と同じメールアドレスでの登録により、本人確認とします。
- ・代理人からの利用目的の通知、開示・訂正・追加・削除・利用停止・消去依頼については、前述の手続きの他、法的に委任されたことが確認できる内容の委任状(書式自由)を別途、第 9 項連絡先宛に郵送してください。
- ・個人情報の利用目的の通知、開示・訂正・追加・削除・利用停止・消去等に関連し郵送料等の実費が発生する場合には、応募者負担とします。

### 9. 連絡先

個人情報の取扱いについてのご連絡は、以下メールアドレス宛に電子メールでご連絡ください。

- ・下記の職種以外  
津市総務部人事課 229-3106@city.tsu.lg.jp  
(〒514-8611 津市西丸之内 23 番 1 号)
- ・消防職  
津市消防本部消防総務課 254-0351@city.tsu.lg.jp  
(〒514-1101 津市久居明神町 2276 番地)
- ・幼稚園教諭  
津市教育委員会事務局教育総務課 229-3292@city.tsu.lg.jp  
(〒514-0035 津市西丸之内 37 番 8 号)

# 記入例

令和3年度津市職員採用試験（6月試験）（令和4年度採用予定）

## 電子申請申出書

電子申請ができない場合

やむを得ない事情及び利用規約の内容をご確認いただいたうえで、チェックボックスにチェックを入れてください。

※すべてに該当しない場合は、本申出書は使用できません。

やむを得ない事情で電子申請（インターネットによる申込み）ができない場合は、郵送による申込みを受け付けます。

また、本申出書による申請の場合、今後の選考過程における連絡方法等お伝えしたいことがありますので、事前に津市総務部人事課（電話番号059-229-3106）までご連絡ください。

＜提出前にチェック（を記入）してください。＞

電子申請ができないやむを得ない事情に該当する。（例：パソコン・スマートフォンを所持していない。）

事前に津市総務部人事課に連絡し、案内を受けている。

### 1. 利用規約について

令和3年度津市職員採用試験6月試験（令和4年度採用予定）受験案内の12頁「電子申請（インターネットによる申込み）に係る応募者利用規約について」の内容のすべてを確認し、その内容に同意します。

### 2. 応募者マイページ仮登録情報

(フリガナ) <b>ツシ タロウ</b>	性別 <input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	受験する職種を確認して <input checked="" type="checkbox"/> 印をしてください。 <input checked="" type="checkbox"/> 事務職 <input type="checkbox"/> 技術職(土木) <input type="checkbox"/> 保育士 <input type="checkbox"/> 保健師	顔写真  ・申込み前3か月以内に、無背景、脱帽で上半身正面向を撮影した縦45mm、横35mmの写真をはり付けてください。 ・写真の裏面に氏名を記入してください。
氏名 <b>津市 太郎</b>			
メールアドレス <b>229-3106@city.tsu.lg.jp</b>	電話 <b>059 - 229 - 3106</b>	携帯電話 <b>090 - 1234 - 5678</b>	

写真の裏面に、氏名を記入してください。

### 3. 本登録情報

現住所 郵便番号 <b>514 - 8611</b> 住所フリガナ <b>ツシ ニシ マルノウチ</b> <b>津市西丸之内23番1号</b>	緊急連絡先(家族の住所等) 郵便番号 <b>同上記と同じ</b> 電話 ( ) ( ) ( )	生年月日 <b>昭和 3年 9月 1日 (満 30歳)</b> (日本国籍を有しない人:西暦 年 月 日)
---	---	---

学歴・職歴は、直近の歴から順に、正確に記入してください。  
(在学期間や在職期間、勤務形態等が抜けていると記入漏れになります。)

職歴がない場合は「なし」と記入してください。

欄が不足する場合は、別紙を作成する等してください。

学校名	学部	学科・専攻	年制	在学期間	該当するものを○で囲み、必要事項を記入してください。
〇〇大学	△△学部	□□学科	4年制	平成22年4月～平成26年3月	卒/修了 ( )年中退 卒見/修見 ( )年在学
立〇〇高等学校		普通科	3年制	平成19年4月～平成22年3月	卒/修了 ( )年中退 卒見/修見 ( )年在学
				平成 年 月～平成 年 月	卒/修了 ( )年中退 卒見/修見 ( )年在学
				平成 年 月～平成 年 月	卒/修了 ( )年中退 卒見/修見 ( )年在学
				平成 年 月～平成 年 月	卒/修了 ( )年中退 卒見/修見 ( )年在学

(直近(現在含む。)から順に全部記入(在学期間中のアルバイト等は不要)してください。ない場合は「なし」と記入してください。)

勤務先	部課・職務内容	勤務形態 (該当するものを○で囲み、必要事項を記入してください。)	在職期間
(株)〇〇建設	営業部営業課	正社員 ・臨時、アルバイト等 ・自家営業 ・その他( )	平成30年5月～平成現在
〇〇市役所	建設課	正社員 ・臨時、アルバイト等 ・自家営業 ・その他( )	平成26年4月～平成30年4月
		正社員 ・臨時、アルバイト等 ・自家営業 ・その他( )	平成 年 月～
		正社員 ・臨時、アルバイト等 ・自家営業 ・その他( )	平成 年 月～

アルバイト等も含めてすべて記入してください(在学期間中のアルバイト等は不要です。)

申込書提出時点において在職している場合は、在職期間に「現在」と記入してください。

欄が不足する場合は、別紙を作成する等してください。

各種資格・免許(取得見込みも記入。ない場合は「なし」と記入)※保育士及び保健師受験者は、受験に必要な資格	普通自動車免許	H23年6月(取得)	年月(取得)	年月(取得)	年月(取得)
国籍	<input checked="" type="checkbox"/> 日本国籍 <input type="checkbox"/> 日本国籍以外	受験会場	<input checked="" type="checkbox"/> 三重会場 (原則、居住地に最も近い会場) <input type="checkbox"/> 東京会場		

必ず記入してください。

私は、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とし、それ以外の公務員となるためには、必ずしも日本国籍を必要としないという、いわゆる公務員に関する基本原則に基づき、任用がなされること及び令和3年度津市職員採用試験6月試験受験案内の記載内容等を了承した上で、津市職員採用試験を受験したいので、表記のとおり申し込みます。

なお、私は、次のいづれにも該当しておりません。また、この申込書の記載事項は、事実と相違ありません。

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

必ず記入してください。

(令和3年5月17日) 氏名 **津市 太郎**



電子申請申出書

電子申請ができない場合

やむを得ない事情で電子申請（インターネットによる申込み）ができない場合は、郵送による申込みを受け付けます。

また、本申出書による申請の場合、今後の選考過程における連絡方法等お伝えしたいことがありますので、事前に津市総務部人事課（電話番号059-229-3106）までご連絡ください。

<提出前にチェック（☑を記入）してください。>

- 電子申請ができないやむを得ない事情に該当する。（例：パソコン・スマートフォンを所持していない。）
- 事前に津市総務部人事課に連絡し、案内を受けている。

1. 利用規約について

令和3年度津市職員採用試験6月試験（令和4年度採用予定）受験案内の12頁「電子申請（インターネットによる申込み）に係る応募者利用規約について」の内容のすべてを確認し、その内容に同意します。

2. 応募者マイページ仮登録情報

フリガナ 氏名	性別 男・女	受験職種 ☐事務職 ☐技術職(土木) ☐保育士 ☐保健師	受験する職種を確認して☑印をしてください。	顔写真  ・申込み前3か月以内に、無背景、脱帽で上半身正面向を撮影した縦45mm、横35mmの写真をはり付けてください。  ・写真の裏面に氏名を記入してください。
メールアドレス	電話	携帯電話		
現住所 住所フリガナ	郵便番号			

3. 本登録情報

緊急連絡先(家族の住所等) 郵便番号	□上記と同じ	生年月日 令和4年4月1日現在 昭和 年 月 日 (満 歳) (日本国籍を有しない人:西暦 年 月 日)
学歴(最終学歴から順に高等学校までの期間を記入してください。)		
学校名	学部	学科・専攻
年制	在学期間	該当するものを○で囲み、必要事項を記入してください。
平成 年 月 ~ 平成 年 月	平成 年 月 ~ 平成 年 月	・卒/修了 ( )年中退 ・卒見/修見 ( )年在学
平成 年 月 ~ 平成 年 月	平成 年 月 ~ 平成 年 月	・卒/修了 ( )年中退 ・卒見/修見 ( )年在学
平成 年 月 ~ 平成 年 月	平成 年 月 ~ 平成 年 月	・卒/修了 ( )年中退 ・卒見/修見 ( )年在学
平成 年 月 ~ 平成 年 月	平成 年 月 ~ 平成 年 月	・卒/修了 ( )年中退 ・卒見/修見 ( )年在学
平成 年 月 ~ 平成 年 月	平成 年 月 ~ 平成 年 月	・卒/修了 ( )年中退 ・卒見/修見 ( )年在学

職歴(直近(現在含む)から順に全部記入(在学期間中のアルバイト等は不要)してください。ない場合は「なし」と記入してください。)

勤務先	部課・職務内容	勤務形態 (該当するものを○で囲み、必要事項を記入してください。)	在職期間
		・正規職員 ・自家営業 ・臨時、アルバイト等 ・その他( )	平成 年 月 ~ 平成 年 月
		・正規職員 ・自家営業 ・臨時、アルバイト等 ・その他( )	平成 年 月 ~ 平成 年 月
		・正規職員 ・自家営業 ・臨時、アルバイト等 ・その他( )	平成 年 月 ~ 平成 年 月
		・正規職員 ・自家営業 ・臨時、アルバイト等 ・その他( )	平成 年 月 ~ 平成 年 月

各種資格・免許(取得見込みも記入、ない場合は「なし」と記入)※保育士及び保健師受験者は、受験に必要な資格を必ず記入

年 月	取得 取得見込み	年 月	取得 取得見込み	年 月	取得 取得見込み
年 月	取得 取得見込み	年 月	取得 取得見込み	年 月	取得 取得見込み
国籍	☐日本国籍 ☐日本国籍以外	受験会場 (原則、居住地に最も近い会場)	☐三重会場 ☐東京会場		

欠格事項

私は、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」にたざざる公務員となるためには、日本国籍を必要とし、それ以外の公務員となるためには、必ずしも日本国籍を必要としないという、いわゆる公務員に関する基本原則に基づき、任用がなされること及び令和3年度津市職員採用試験6月試験受験案内の記載内容等を了承した上で、津市職員採用試験を受験したいので、表記のとおり申し込みます。

なお、私は、次のいずれにも該当しておりません。また、この申込書の記載事項は、事実と相違ありません。

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

令和 年 月 日

氏名

切り取り線

津市上下水道事業告示第19号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、津市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成18年津市水道事業管理規程第14号）第10条第1号の規定により告示する。

令和3年5月13日

津市上下水道事業管理者 田村 学

名称	所在地	指定の有効期間
櫻井工業	亀山市関ヶ丘521番地194	令和3年3月31日から令和8年3月30日まで
新英工業	津市安濃町内多228番地	令和3年4月28日から令和8年4月27日まで

津市上下水道事業公告第12号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和3年5月10日

津市上下水道事業管理者 田村 学

別紙のとおり

## 事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和3年5月10日	工 事 担 当 課	水道工務課	
工 事 名	令和3年度水工第21号 安濃町内多地内配水管布設工事に伴う舗装復旧工事			
工 事 場 所	津市 安濃町内多 地内			
工 事 概 要	表層 1, 229m <sup>2</sup>			
工 期	契約締結の日から <b>令和3年9月3日</b> まで			
発 注 業 種	<b>舗装</b>			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域・ 格 付 要 件	【ブロック】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里・安濃	【格付】B・A
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事 実績要件			
技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)		
	現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和3年5月24日 まで		
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 令和3年5月24日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提出期限	令和3年5月13日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和3年5月19日 ホームページにて回答		
	提出先	上下水道管理課契約財産担当(津市上下水道庁舎2階) FAX059-237-5819		
入 札 方 法 等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	<b>令和3年5月24日</b> 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課		
開 札 日 時 及 び 場 所	<b>令和3年5月27日 午前9時00分</b> 津市上下水道庁舎2階 入札室			
予 定 価 格	<b>5,361,000</b> 円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有			
入 札 保 証 金	免除			
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
そ の 他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</p> <p>※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。</p>			

## 事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和3年5月10日	工 事 担 当 課	水道工務課	
工 事 名	令和3年度水工第17号 公共下水道事業に伴う安濃町田端上野地内配水管移設工事			
工 事 場 所	津市 安濃町田端上野 地内			
工 事 概 要	配水管布設工 DIPφ75mm 21.3m 配水管布設工 PPφ50mm 54.0m 仕切弁設置工 φ75mm～φ50mm 2箇所 消火栓設置工 単口地下式 1箇所 不断水仕切弁設置工 φ75mm 1箇所			
工 期	契約締結の日から <b>令和3年8月31日</b> まで			
発 注 業 種	<b>土木一式（配水管工事）</b>			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域・ 格付要件	【ブロック】安芸	【地区】安濃	【格付】B・A2・A1
		【ブロック】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里	【格付】B
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事 実績要件			
技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)		
	現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件	津市水道事業指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和3年5月24日 まで		
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 令和3年5月24日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提出期限	令和3年5月13日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回答日	令和3年5月19日 ホームページにて回答		
	提出先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎2階）FAX059-237-5819		
入 札 方 法 等	入札方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提出期限	<b>令和3年5月24日 必着</b>		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課		
開 札 日 時 及 び 場 所	<b>令和3年5月27日 午前9時15分</b> 津市上下水道庁舎2階 入札室			
予 定 価 格	<b>6,440,000</b> 円（税抜き）			
最 低 制 限 価 格	有			
入 札 保 証 金	免除			
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</li> <li>※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。</li> <li>・上下水道事業局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会（小口径管）、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径450mm以下）をいう。</li> </ul>			

## 事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和3年5月10日	工 事 担 当 課	水道工務課	
工 事 名	令和3年度水工第14号 片田志袋町及び片田町地内配水管布設工事			
工 事 場 所	津市 片田志袋町及び片田町 地内			
工 事 概 要	配水管布設工 DIPφ600mm 4.4m 配水管布設工 DIPφ200mm 36.5m 配水管布設工 DIPφ75mm 26.8m 仕切弁設置工 φ200mm～φ50mm 6箇所 舗装本復旧工 325m <sup>2</sup>			
工 期	契約締結の日から <b>令和3年10月29日</b> まで			
発 注 業 種	土木一式（配水管工事）			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)		
	現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件	津市水道事業指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和3年5月24日 まで		
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 令和3年5月24日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提出期限	令和3年5月13日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回答日	令和3年5月19日 ホームページにて回答		
	提出先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎2階）FAX059-237-5819		
入 札 方 法 等	入札方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提出期限	<b>令和3年5月24日</b> 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課		
開 札 日 時 及 び 場 所	<b>令和3年5月27日 午前9時30分</b> 津市上下水道庁舎2階 入札室			
予 定 価 格	<b>13,810,000</b> 円（税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
そ の 他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</p> <p>※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。</p> <p>上下水道事業局が指定する講習会等とは、口径500mm以上の配水管布設工事等については、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会大口径管、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径500mm以上）をいい、口径450mm以下の配水管布設工事等については、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会（小口径管）、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径450mm以下）をいう。ひとつの工事で口径500mm以上と口径450mm以下がある場合は、それぞれの講習会等の修了等が必要。</p>			

## 事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和3年5月10日	工 事 担 当 課	水道工務課	
工 事 名	令和3年度水工第19号 公共下水道事業に伴う半田地内配水管移設工事			
工 事 場 所	津市 半田 地内			
工 事 概 要	配水管布設工 DIPφ150mm 58.3m 舗装本復旧工 51m <sup>2</sup> 配水管布設工 DIPφ75mm 26.1m 仕切弁設置工 φ150mm～φ50mm 9箇所 消火栓設置工 単口地下式 1箇所 不断水仕切弁設置工 φ150mm 2箇所			
工 期	契約締結の日から <b>令和3年9月3日</b> まで			
発 注 業 種	<b>土木一式（配水管工事）</b>			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域・ 格付要件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】A2・A1
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)		
	現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件	津市水道事業指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和3年5月24日 まで		
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 令和3年5月24日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提出期限	令和3年5月13日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回答日	令和3年5月19日 ホームページにて回答		
	提出先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎2階）FAX059-237-5819		
入 札 方 法 等	入札方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提出期限	<b>令和3年5月24日 必着</b>		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課		
開 札 日 時 及 び 場 所	<b>令和3年5月27日 午前9時45分</b> 津市上下水道庁舎2階 入札室			
予 定 価 格	<b>21,700,000</b> 円（税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</li> <li>※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。</li> <li>・上下水道事業局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会（小口径管）、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径450mm以下）をいう。</li> </ul>			

## 事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和3年5月10日	工 事 担 当 課	水道工務課	
工 事 名	令和3年度水工第18号 高洲町ほか2町地内配水管布設工事			
工 事 場 所	津市 高洲町ほか2町 地内			
工 事 概 要	配水管布設工 DIPφ200mm 150.9m 空気弁設置工 φ75mm 2箇所 配水管布設工 DIPφ150mm 35.5m 不断水仕切弁設置工 φ200mm～φ150mm 3箇所 配水管布設工 PPφ50mm 149.7m 舗装本復旧工 1,472m <sup>2</sup> 仕切弁設置工 φ200mm～φ50mm 12箇所 消火栓設置工 単口地下式 1箇所			
工 期	契約締結の日から <b>令和3年11月26日</b> まで			
発注業種	<b>土木一式（配水管工事）</b>			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A1		
	地域・格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)		
	現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件	津市水道事業指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者			
設計図書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和3年5月24日 まで		
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 令和3年5月24日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設計図書等 に 関 する 質 問	提出期限	令和3年5月13日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回答日	令和3年5月19日 ホームページにて回答		
	提出先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎2階）FAX059-237-5819		
入札方法等	入札方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提出期限	<b>令和3年5月24日 必着</b>		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課		
開札日時 及び場所	<b>令和3年5月27日 午前10時00分</b> 津市上下水道庁舎2階 入札室			
予定価格	<b>50,940,000</b> 円（税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</li> <li>・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。</li> <li>・上下水道事業局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会（小口径管）、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径450mm以下）をいう。</li> </ul>			



## 事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和3年5月10日	工 事 担 当 課	水道工務課	
工 事 名	令和3年度水工第20号 安濃町清水地内配水管布設工事			
工 事 場 所	津市 安濃町清水 地内			
工 事 概 要	配水管布設工 DIPφ150mm 316.4m 配水管布設工 DIPφ100mm 0.4m 配水管布設工 DIPφ75mm 25.4m 仕切弁設置工 φ150mm～φ75mm 15箇所 消火栓設置工 単口地下式 2箇所 空気弁設置工 φ75mm 1箇所 不斷水仕切弁設置工 φ150mm～φ75mm 5箇所 舗装本復旧工 1,750m <sup>2</sup>			
工 期	契約締結の日から <b>令和3年11月19日</b> まで			
発注業種	<b>土木一式（配水管工事）</b>			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A1		
	地域・格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)		
	現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件	津市水道事業指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者			
設計図書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和3年5月24日 まで		
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 令和3年5月24日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設計図書等 に関する 質 問	提出期限	令和3年5月13日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回答日	令和3年5月19日 ホームページにて回答		
	提出先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎2階）FAX059-237-5819		
入札方法等	入札方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提出期限	<b>令和3年5月24日 必着</b>		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課		
開札日時 及び場所	<b>令和3年5月27日 午前10時20分</b> 津市上下水道庁舎2階 入札室			
予定価格	<b>51,090,000</b> 円（税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</li> <li>・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。</li> <li>・上下水道事業局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会（小口径管）、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径450mm以下）をいう。</li> <li>・本件は週休2日モデル工事（受注者希望型）試行案件です。 <u>週休2日モデル工事に係る特記仕様書を必ず確認してください。</u></li> </ul>			

## 事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和3年5月10日	工 事 担 当 課	水道工務課	
工 事 名	令和3年度水工第15号 芸濃町林及び芸濃町椋本地内配水管布設工事			
工 事 場 所	津市 芸濃町林及び芸濃町椋本 地内			
工 事 概 要	配水管布設工 DIPφ100mm 303.7m 不斷水仕切弁設置工 φ150mm～φ75mm 5箇所 配水管布設工 DIPφ75mm 42.6m 舗装本復旧工 2,770m <sup>2</sup> 配水管布設工 PPφ50mm 55.0m 仕切弁設置工 φ100mm～φ50mm 17箇所 消火栓設置工 単口地下式 1箇所			
工 期	契約締結の日から <b>令和3年12月3日</b> まで			
発注業種	<b>土木一式（配水管工事）</b>			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A1		
	地域・格付要件	【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｸﾞ】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)		
	現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件	津市水道事業指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者			
設計図書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和3年5月24日 まで		
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 令和3年5月24日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設計図書等 に関する 質 問	提出期限	令和3年5月13日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回答日	令和3年5月19日 ホームページにて回答		
	提出先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎2階）FAX059-237-5819		
入札方法等	入札方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提出期限	<b>令和3年5月24日 必着</b>		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課		
開札日時 及び場所	<b>令和3年5月27日 午前10時40分</b> 津市上下水道庁舎2階 入札室			
予定価格	<b>開札後に公表(ただし、落札候補者がいない場合を除く)</b>			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</li> <li>・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。</li> <li>・上下水道事業局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会（小口径管）、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径450mm以下）をいう。</li> <li>・本件は予定価格を事後公表（開札後に公表）する試行案件です。</li> <li>・なお、最低制限価格の設定に当たっては、増減調整をしないものとします。</li> </ul>			

## 事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和3年5月10日	工 事 担 当 課	水道工務課	
工 事 名	令和3年度水工第11号 相生町及び愛宕町地内配水管布設工事			
工 事 場 所	津市 相生町及び愛宕町 地内			
工 事 概 要	配水管布設工 DIPφ100mm 285.1m 舗装本復旧工 4,695m <sup>2</sup> 配水管布設工 DIPφ75mm 259.8m 配水管布設工 PPφ50mm 242.2m 仕切弁設置工 φ75mm～φ50mm 13箇所 消火栓設置工 単口地下式 2箇所			
工 期	契約締結の日から <b>令和3年12月10日</b> まで			
発 注 業 種	土木一式（配水管工事）			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A1		
	地 域・ 格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事 実績要件			
技術者要件	主任（監理）技術者	同業種の監理技術者（専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。）		
	現場代理人	常駐配置（専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可）		
その他要件	津市水道事業指定給水装置工事業業者である者 元請けとして、上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和3年5月24日 まで		
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 令和3年5月24日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提出期限	令和3年5月13日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回答日	令和3年5月19日 ホームページにて回答		
	提出先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎2階）FAX059-237-5819		
入 札 方 法 等	入札方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提出期限	<b>令和3年5月24日 必着</b>		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課		
開 札 日 時 及 び 場 所	<b>令和3年5月27日 午前11時00分</b> 津市上下水道庁舎2階 入札室			
予 定 価 格	<b>55,050,000</b> 円（税抜き）			
最 低 制 限 価 格	有			
入 札 保 証 金	免除			
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</li> <li>・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。</li> <li>・上下水道事業局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会（小口径管）、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径450mm以下）をいう。</li> </ul>			

## 事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和3年5月10日	工 事 担 当 課	水道工務課	
工 事 名	令和3年度水工第16号 白山町八対野及び白山町川口地内配水管布設工事			
工 事 場 所	津市 白山町八対野及び白山町川口 地内			
工 事 概 要	配水管布設工 DIPφ250mm 539.3m 仕切弁設置工 φ250mm～φ50mm 26箇所 配水管布設工 DIPφ200mm 0.4m 消火栓設置工 単口地下式 7箇所 配水管布設工 DIPφ100mm 161.4m 不断水仕切弁設置工 φ250mm～φ75mm 5箇所 配水管布設工 DIPφ75mm 102.7m 舗装本復旧工 5,738m <sup>2</sup> 配水管布設工 PPφ50mm 30.0m			
工 期	契約締結の日から <b>令和4年1月28日</b> まで			
発注業種	<b>土木一式（配水管工事）</b>			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A1		
	地 域 ・ 格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)		
	現場代理人	常駐配置(専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)		
その他要件	津市水道事業指定給水装置工事事業者である者 元請けとして、上下水道事業局が指定する講習会等を修了した者を適正配置できる者			
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和3年5月24日 まで		
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和3年5月24日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和3年5月13日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回答日	令和3年5月19日 ホームページにて回答		
	提出先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎2階）FAX059-237-5819		
入札方法等	入札方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提出期限	<b>令和3年5月24日 必着</b>		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課		
開札日時及び場所	<b>令和3年5月27日 午前11時20分</b> 津市上下水道庁舎2階 入札室			
予定価格	<b>131,890,000</b> 円（税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</li> <li>・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。</li> <li>・上下水道事業局が指定する講習会等とは、公益社団法人日本水道協会の配水管工技能講習会（小口径管）、一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会の継手接合研修会（耐震管口径450mm以下）をいう。</li> </ul>			

## 事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和3年5月10日	工 事 担 当 課	下水道工務課	
工 事 名	令和3年度下工浄補第1号 白山町藤地内市営浄化槽設置工事			
工 事 場 所	津市 白山町藤 地内			
工 事 概 要	合併浄化槽設置 10人槽 1基 ※上記に係る機械設備工事 一式			
工 期	契約締結の日から <b>令和3年9月30日</b> まで			
発 注 業 種	管			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域・ 格付要件	【ブロック】久居	【地区】白山	【格付】C・B・A
		【ブロック】久居	【地区】一志・美杉	【格付】C・B
		【ブロック】久居	【地区】久居	【格付】C
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事 実績要件			
技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)		
	現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件	<b>特例浄化槽工事業者であること。</b>			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和3年5月24日 まで		
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 令和3年5月24日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提出期限	令和3年5月13日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和3年5月19日 ホームページにて回答		
	提出先	上下水道管理課契約財産担当(津市上下水道庁舎2階) F A X 059-237-5819		
入 札 方 法 等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	<b>令和3年5月24日 必着</b>		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課		
開 札 日 時 及 び 場 所	<b>令和3年5月27日 午前11時40分</b> 津市上下水道庁舎2階 入札室			
予 定 価 格	<b>1,522,000</b> 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	免除			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
そ の 他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</p> <p>※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。</p>			

## 事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和3年5月10日	工 事 担 当 課	下水道工務課	
工 事 名	令和3年度下工公第1号 白山第5処理分区公共下水道工事			
工 事 場 所	津市 白山町南出 地内			
工 事 概 要	管布設工(管径150mm) 96m 組立マンホール工 1箇所 小型マンホール工 2箇所 ます設置工 1箇所			
工 期	契約締結の日から <b>令和3年9月11日</b> まで			
発 注 業 種	<b>土木一式</b>			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域・ 格付要件	【ブロック】久居	【地区】白山	【格付】D・C・B・A2・A1
		【ブロック】久居	【地区】一志・美杉	【格付】D
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事 実績要件			
技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)		
	現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和3年5月24日 まで		
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 令和3年5月24日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提出期限	令和3年5月13日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和3年5月19日 ホームページにて回答		
	提出先	上下水道管理課契約財産担当(津市上下水道庁舎2階) FAX059-237-5819		
入 札 方 法 等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	<b>令和3年5月24日</b> 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課		
開 札 日 時 及 び 場 所	<b>令和3年5月27日 午前11時50分</b> 津市上下水道庁舎2階 入札室			
予 定 価 格	<b>7,983,000</b> 円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有			
入 札 保 証 金	免除			
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
そ の 他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</p> <p>※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。</p>			

## 事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和3年5月10日	工 事 担 当 課	下水道工務課	
工 事 名	令和3年度下工公補第1号 野村第一排水区排水路整備工事			
工 事 場 所	津市 久居井戸山町	地内		
工 事 概 要	側溝工 209m 集水桝・マンホール工 4箇所 表層 935m <sup>2</sup>			
工 期	契約締結の日から <b>令和3年12月14日</b> まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域・ 格付要件	【ブロック】久居	【地区】久居・一志・白山・美杉	【格付】B・A2・A1
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事 実績要件			
技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)		
	現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和3年5月24日 まで		
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 令和3年5月24日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提出期限	令和3年5月13日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和3年5月19日 ホームページにて回答		
	提出先	上下水道管理課契約財産担当(津市上下水道庁舎2階) FAX059-237-5819		
入 札 方 法 等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	<b>令和3年5月24日</b> 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課		
開 札 日 時 及 び 場 所	<b>令和3年5月27日</b> 午後1時00分 津市上下水道庁舎2階 入札室			
予 定 価 格	<b>44,444,000</b> 円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有			
入 札 保 証 金	免除			
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</li> <li>・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。</li> </ul>			

## 事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和3年5月10日	工 事 担 当 課	下水道工務課	
工 事 名	令和2年度下工公補第36号 北部第10汚水幹線築造工事			
工 事 場 所	津市 江戸橋一丁目 地内			
工 事 概 要	管推進工(管径450mm) 212m 組立マンホール工 1箇所			
工 期	契約締結の日から <b>令和3年12月10日</b> まで			
発 注 業 種	<b>土木一式</b>			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A1・A2		
	地 域・ 格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)		
	現場代理人	常駐配置(専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)		
	専門技術者	推進工事技士(推進工事施工時における専任配置) (専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)		
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和3年5月24日 まで		
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 令和3年5月24日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提出期限	令和3年5月13日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和3年5月19日 ホームページにて回答		
	提出先	上下水道管理課契約財産担当 (津市上下水道庁舎2階) FAX059-237-5819		
入 札 方 法 等	入札方法	郵便入札 (一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	<b>令和3年5月24日 必着</b>		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課		
開 札 日 時 及 び 場 所	<b>令和3年5月27日 午後1時15分</b> 津市上下水道庁舎2階 入札室			
予 定 価 格	<b>92,667,000</b> 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</li> <li>・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。</li> </ul>			



## 事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和3年5月10日	工 事 担 当 課	水道工務課	
工 事 名	令和3年度水工第13号 道路整備事業（香良洲橋架替）に伴う香良洲町及び雲出伊倉津町地内配水管布設工事			
工 事 場 所	津市 香良洲町及び雲出伊倉津町 地内			
工 事 概 要	橋梁添架工 SUS250A 182.1m 空気弁設置工 φ20mm 1箇所 配水管布設工 DIPφ250mm 26.3m 管きよ更生工 φ250mm 15.3m 仕切弁設置工 φ250mm～φ50mm 2箇所 空気弁設置工 φ25mm 1箇所			
工 期	契約締結の日から <b>令和4年1月28日</b> まで			
発 注 業 種	<b>鋼構造物</b>			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定		
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等		
	格付要件	なし		
	地 域 格 付 要 件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件	過去10年間(平成23年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり鋼構造物工事で発注された上水道施設の水管橋の製作又は据付工事で延長150m以上		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)	
現場代理人		常駐配置(専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)		
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:平成30年10月1日～令和元年9月30日)			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和3年5月24日 まで		
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 令和3年5月24日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提出期限	令和3年5月13日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和3年5月19日 ホームページにて回答		
	提出先	上下水道管理課契約財産担当(津市上下水道庁舎2階) F A X 059-237-5819		
入 札 方 法 等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	<b>令和3年5月24日 必着</b>		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課		
開 札 日 時 及 び 場 所	<b>令和3年5月27日 午後1時35分</b> 津市上下水道庁舎2階 入札室			
予 定 価 格	<b>95,180,000</b> 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</li> <li>・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。</li> <li>・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。</li> </ul> <p>※工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。</p>			

## 事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和3年5月10日	工 事 担 当 課	下水道施設課	
工 事 名	令和3年度下施設特第2-1号 津市高宮浄化センター計装設備（記録計）取替修繕			
工 事 場 所	津市 美里町五百野 地内			
工 事 概 要	計装設備 一式 記録計 1台			
工 期	契約締結の日から <b>令和3年8月30日</b> まで			
発注業種	<b>電気</b>			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等		
	格付要件	なし		
	地域・格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件	過去10年間（平成23年度以降）に施工が完了した官公庁等元請又は一次下請実績で以下のとおり 電気工事で発注された下水道施設等（ポンプ場、排水機場、処理場）の計装設備（記録計）の製作、据付工事又は修繕で元請契約金額又は一次下請金額が220万円以上。ただし、下請についても電気工事又は修繕に限る。		
	技術者要件	主任（監理）技術者	同業種の技術者（実務経験）以上の者（津市発注工事における専任配置）	
現場代理人		常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること （審査基準日：平成30年10月1日～令和元年9月30日）			
設計図書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和3年5月24日 まで		
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 令和3年5月24日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設計図書等 に 関 する 質 問	提出期限	令和3年5月13日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回答日	令和3年5月19日 ホームページにて回答		
	提出先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎2階）FAX059-237-5819		
入札方法等	入札方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提出期限	<b>令和3年5月24日 必着</b>		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便欄津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課		
開札日時 及び場所	<b>令和3年5月27日 午後1時50分</b> 津市上下水道庁舎2階 入札室			
予定価格	<b>2,459,000</b> 円（税抜き）			
最低制限価格	無			
入札保証金	免除			
契約保証金	免除			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</li> <li>・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。</li> <li>※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。</li> <li>※工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。</li> </ul>			

## 事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和3年5月10日	工 事 担 当 課	下水道施設課	
工 事 名	令和3年度下施排第2-1号 上浜第二排水機場ポンプ設備（1号ポンプ）取替修繕			
工 事 場 所	津市 上浜町三丁目 地内			
工 事 概 要	ポンプ設備 一式 水中ポンプ(口径300mm) 1台 スクリーン(SUS304 1, 300×790×50) 1基			
工 期	契約締結の日から <b>令和4年2月10日</b> まで			
発注業種	<b>機械器具設置</b>			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等		
	格付要件	なし		
	地域・格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件	過去10年間(平成23年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり機械器具設置工事で発注された下水道施設等(ポンプ場、排水機場、処理場)のポンプ(口径250mm以上)の製作、据付工事又は修繕		
技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)		
	現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:平成30年10月1日～令和元年9月30日)			
設計図書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和3年5月24日 まで		
	閲 覧 場 所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和3年5月24日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設計図書等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和3年5月13日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和3年5月19日 ホームページにて回答		
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当(津市上下水道庁舎2階) F A X 059-237-5819		
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	<b>令和3年5月24日 必着</b>		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課		
開 札 日 時 及 び 場 所	<b>令和3年5月27日 午後2時00分</b> 津市上下水道庁舎2階 入札室			
予 定 価 格	<b>14,094,000</b> 円 (税抜き)			
最低制限価格	無			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</li> <li>・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。</li> <li>※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。</li> <li>※工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。</li> <li>・当工事の発注者(契約相手方)は、「津市長」です。</li> </ul>			

## 事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和3年5月10日	工 事 担 当 課	水道施設課	
工 事 名	令和3年度水施第1号 三雲水源地2号及び3号取水ポンプ設備更新工事			
工 事 場 所	松阪市 舞出町 地内			
工 事 概 要	ポンプ設備 一式 点検用歩廊 一式 水中斜流ポンプ(φ300×9m3/min×22m) 2台 電動仕切弁(φ300mm 3相440V 0.75kW) 2台			
工 期	契約締結の日から <b>令和4年2月28日</b> まで			
発 注 業 種	<b>機械器具設置</b>			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定		
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等		
	格付要件	なし		
	地域・格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件	過去10年間(平成23年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり機械器具設置工事で発注された上水道施設のポンプ(口径250mm以上)の製作又は据付工事。		
技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置。ただし監理技術者補佐を専任で配置するときはこの限りでない。)		
	現場代理人	常駐配置(専任の監理技術者又は監理技術者補佐と兼務可)		
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:平成30年10月1日～令和元年9月30日)			
設計図書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和3年5月24日 まで		
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 令和3年5月24日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設計図書等 に 関 する 質 問	提出期限	令和3年5月13日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和3年5月19日 ホームページにて回答		
	提出先	上下水道管理課契約財産担当(津市上下水道庁舎2階) F A X 059-237-5819		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	<b>令和3年5月24日 必着</b>		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便欄津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課		
開札日時 及び場所	<b>令和3年5月27日 午後2時10分</b> 津市上下水道庁舎2階 入札室			
予定価格	<b>94,563,000</b> 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</li> <li>・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。</li> <li>・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。</li> </ul> <p>※工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。</p>			

## 事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和3年5月10日	業 務 担 当 課	下水道施設課	
業 務 名	令和2年度下施設合補第1-1号 津市中央浄化センター（ポンプ棟）耐震補強詳細設計業務委託			
業 務 場 所	津市 高洲町 地内			
業 務 概 要	耐震補強 ※上記に係る設計業務委託一式 鉄筋コンクリート造地下2階地上2階建 延面積1,470m <sup>2</sup>			
期 間	契約締結の日から <b>令和4年2月28日</b> まで			
発 注 業 種	<b>土木関係コンサルタント</b>			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	登録要件	業 種	土木関係コンサルタント	
		部門	下水道	
		建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録を受けていること		
	所在地要件	市内本店又は市内支店等		
	当該部門 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること	
		市内支店等	営業収入金額が2億5千万円以上であること	
	同種業務 実績要件	過去10年間(平成23年度以降)に履行が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり 下水道施設(処理場)における耐震補強実施設計(詳細)業務の実績を有すること		
	技術者要件	主任技術者	一級建築士(津市発注業務における専任配置)	
		管理技術者	同業種(同部門)に係る技術士(津市発注業務における専任配置)	
照査技術者		同業種(同部門)に係る技術士		
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和3年5月24日 まで		
	閲 覧 場 所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和3年5月24日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和3年5月13日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和3年5月19日 ホームページにて回答		
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当(津市上下水道庁舎2階) F A X 059-237-5819		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	<b>令和3年5月24日 必着</b>		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課		
開 札 日 時 及 び 場 所	<b>令和3年5月27日 午後2時20分</b> 津市上下水道庁舎2階 入札室			
予 定 価 格	<b>30,058,000</b> 円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有			
入 札 保 証 金	免除			
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
そ の 他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</p> <p>・同種業務実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。</p> <p>※津市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。</p> <p>・本件は津市公契約条例第4条第2項に規定する労働報酬下限額を検討するための試行案件です。</p> <p>労働環境の確保に係る誓約事項及び令和3年度津市公契約条例労働報酬下限額試行運用マニュアルを必ず確認してください。</p>			

## 事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和3年5月10日	業 務 担 当 課	下水道工務課	
業 務 名	令和3年度下工公補第1-2号 椋本処理区公共下水道実施設計等(基本・詳細)業務委託			
業 務 場 所	津市 芸濃町椋本及び芸濃町林 地内			
業 務 概 要	基本設計 17.03ha 詳細設計(開削工法) 6,206m			
期 間	契約締結の日から <b>令和4年2月25日</b> まで			
発 注 業 種	<b>土木関係コンサルタント</b>			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	登録要件	業種	土木関係コンサルタント	
		部門	下水道	
		建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条第1項の規定による登録を受けていること		
	所在地要件	市内本店又は市内支店等		
	当該部門 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること	
		市内支店等	営業収入金額が2億5千万円以上であること	
	同種業務 実績要件			
	技術者要件	管理技術者	同業種(同部門)に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者(津市発注業務における専任配置)	
照査技術者		同業種(同部門)に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者		
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和3年5月24日 まで		
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 令和3年5月24日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提出期限	令和3年5月13日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和3年5月19日 ホームページにて回答		
	提出先	上下水道管理課契約財産担当(津市上下水道庁舎2階) FAX059-237-5819		
入 札 方 法 等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	<b>令和3年5月24日</b> 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課		
開 札 日 時 及 び 場 所	<b>令和3年5月27日</b> 午後2時30分 津市上下水道庁舎2階 入札室			
予 定 価 格	<b>39,628,000</b> 円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有			
入 札 保 証 金	免除			
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
そ の 他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</p> <p>※津市発注業務とは調達契約課又は上下水道管理課発注業務で、担当課執行分を除く。</p> <p>・本件は津市公契約条例第4条第2項に規定する労働報酬下限額を検討するための試行案件です。</p> <p>労働環境の確保に係る誓約事項及び令和3年度津市公契約条例労働報酬下限額試行運用マニュアルを必ず確認してください。</p>			

## 津市上下水道事業公告第13号

三重県知事による津都市計画下水道事業流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）の変更認可の告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

令和3年5月12日

津市上下水道事業管理者 田村 学

### 1 都市計画事業の種類及び名称

津都市計画下水道事業流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）

### 2 施行者の名称

津市

### 3 事務所の所在地

津市殿村5番地

### 4 事業施行期間

自昭和49年3月26日

至令和5年3月31日

### 5 事業地

#### (1) 収用の部分

昭和49年三重県告示第201号、昭和54年三重県告示第155号、昭和58年三重県告示第107号、昭和58年三重県告示第525号、昭和61年三重県告示第283号、昭和62年三重県告示第609号、昭和63年三重県告示第142号、昭和63年三重県告示第173号、昭和63年三重県告示第400号、平成2年三重県告示第323号、平成2年三重県告示第472号、平成4年三重県告示第584号、平成5年三重県告示第504号、平成7年三重県告示第43号、平成7年三重県告示第405号、平成8年三重県告示第378号、平成10年三重県告示第175号、平成11年三重県告示第118号、平成11年三重県告示第146号、平成11年三重県告示第453号、平成13年三重県告示第48号、平成13年三重県告示第127号、平成13年三重県告示第424号、平成16年三重県告示第8号、平成16年三重県告示第209号、平成16年三重県告示第1012号、平成17年三重県告示第47号、平成17年三重県告示第297号、平成19年三重県告示第211号、平成22年三重県告

示第166号、平成23年三重県告示第681号、平成26年三重県告示210号、平成27年三重県告示第536号、平成30年三重県告示第255号及び令和2年三重県告示第191号の事業地に津市藤方字中堰東を加える。

(2) 使用の部分

変更なし。



津市上下水道事業公告第14号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、三重県知事より津都市計画下水道事業流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）の変更認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次の場所において縦覧に供します。

令和3年5月12日

津市上下水道事業管理者 田村 学

縦覧場所

津市殿村5番地

津市上下水道事業局下水道工務課

津市議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月11日

津市議会議長 加藤 美江子

## 津市議会規則第2号

津市議会傍聴規則の一部を改正する規則

津市議会傍聴規則（平成18年津市議会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「傍聴席等」を「傍聴席」に改め、同条第1項中「一般傍聴席」を「一般席」に、「60人（）」を「56人（車椅子用傍聴席を使用する者2人並びに）」に改め、同条第2項中「15人」を「8人」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 第3条の規定にかかわらず、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症が流行しているときその他議長が必要と認めるときは、傍聴席の定員を調整することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市議会委員会傍聴人定員規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年5月11日

津市議会議長 加藤 美江子

#### 津市議会規程第1号

津市議会委員会傍聴人定員規程の一部を改正する規程

津市議会委員会傍聴人定員規程（平成18年津市議会規程第2号）の一部を次のように改正する。

本則中「10人」を「5人」に改める。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 本則の規定にかかわらず、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症が流行しているときその他委員長が必要と認めるときは、傍聴人の定員を調整することができる。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

津市教育委員会公告第1号

令和3年度津市幼稚園教諭採用試験（6月試験）を実施します。

令和3年5月11日

津市教育委員会教育長 森 昌彦

別紙のとおり

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う留意事項

### (1) 試験延期等の判断について

今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や国、地方公共団体の外出自粛要請の状況等によっては、試験を延期する場合等があります。詳細については、マイページ（電子申請後に作成される受験者専用ページ）に通知及び津市ホームページ（アドレスは表紙参照）へ掲載しますので、必ず事前にご確認ください。

### (2) 感染防止対策の徹底について

咳エチケットや手洗いの励行、感染のリスクが高い場所を避けるなど、普段から**感染予防と体調管理に努めてください**。また、試験当日においても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、マスクの着用や咳エチケットの徹底、他の受験者との身体的距離の確保をお願いします（試験時間中に行う写真照合の際には、試験員の指示に従い、マスクを一時的に外していただきます。）。

### (3) 体調不良等の方について

新型コロナウイルス感染症に罹患し治癒していない方や濃厚接触者として健康観察の指示を受けている方等は、他の受験者への感染のおそれがあるため、**受験を控えていただくようお願いします**。また、受験日までに体調を崩した場合（息苦しさ、強いだるさ、高熱がある場合や咳などの比較的軽い風邪の症状が続いている場合など、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合）は、かかりつけ医等に相談の上、受験の可否を判断してください。なお、これらを理由とした欠席者向けの再試験は予定しておりません。

### (4) 試験室の換気について

試験会場は、感染予防のため、試験中も適宜、**窓やドアを開ける場合があります**ので、室温の高低に対応できるよう服装には注意してください。

### (5) 接触確認アプリ等の活用

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、国や三重県で推奨されている新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）や新型コロナウイルス感染拡大防止システム「安心みえるLINE」の活用にご協力ください。

## 1 職種、採用予定人数及び受験資格

職種	採用 予定 人数	受 験 資 格	
		免 許 等	生 年 月 日 等
幼稚園教諭	四人程度	幼稚園教諭普通免許状と保育士資格の両方を有する人又は令和4年3月までに有する見込みの人 なお、幼稚園教諭普通免許状については、令和4年4月1日時点で有効であること（旧免許状の人は更新講習の修了確認期限内、新免許状の人は有効期限内）	○ 昭和61年4月2日以降出生の人 ○ 学校教育法第9条（校長、教員の欠格事由）及び地方公務員法第16条（欠格条項）の各号のいずれにも該当しない人

## 2 職務内容

職 種	職 務 内 容
幼稚園教諭	幼稚園、児童福祉施設（保育所、認定こども園等）等その他の施設における幼児教育業務、児童の保育業務等

## 3 受験手続等

原則、電子申請（インターネットによる申込み）となります。

※ インターネットの利用環境が整わない等、やむを得ない事情により電子申請ができない場合については、郵送により対応しますので、4頁（5）をご参照ください。

### （1）事前に準備するもの

ア パソコン、スマートフォン（スマートフォン以外の携帯電話には対応していません。）

推奨環境は下記のとおりです（推奨環境がない場合、電子申請ができないことがあります。）。

#### Google Chrome 最新版

※ JavaScript が使用できる設定であること。

※ 一部の機能は PDF を閲覧できる環境（Adobe Acrobat Reader（Ver.5.0以上）推奨）が必要です。

イ 本人のメールアドレス

ドメイン指定等の受信制限をしている場合は、@bsmrt.biz のメールを受信できるように設定してください。

ウ 顔写真データ（受験票用）

下記「（3）エ 本登録」をご確認ください。

エ 受験票を印刷するためのプリンタ

プリンタがない場合は、コンビニエンスストアのプリントサービス等をご利用ください。

### （2）受付期間

令和3年5月17日（月）午前8時30分から令和3年6月15日（火）午後5時15分まで

※ 受付期間終了直前は、サーバーが混み合うこと等により申込みに時間がかかるおそれがありますので、余裕をもって早めに申込みを行ってください。

### （3）申込手順

ア 申込サイトへアクセス <https://secure.bsmrt.biz/tsucity/u/job.php>

津市ホームページからの申込みの場合、「市民の皆さまへ→職員の募集→新規採用職員の募集→令和3年度（令和4年度採用予定）津市職員採用試験（6月試験）について→受験申込フォームへ」から申込み（申込専用サイトへ接続）を行ってください。

こちらの QR コードからも申込みができます



## イ 事前登録

- ① 「令和3年度津市職員採用試験（6月試験）幼稚園教諭」を選択してください。その後、受験資格等をご確認のうえ、エントリーを選択してください。
- ② 個人情報の取扱いに関する規約をお読みいただき、同意のうえ、事前登録画面に進んでください。
- ③ 設問に従い、必要事項をすべて入力してください。入力内容に誤りがないかご確認のうえ、パスワードを設定してください。
  - ※ パスワードは英小文字、英大文字、数字、記号を2種類以上組み合わせ、8字以上20字以内での作成が必要です。
  - ※ パスワードは忘れないように必ずメモをしてください。パスワード忘れ等による申込みの遅滞については、責任を負いかねます。
  - ※ 登録の途中で一時保存することはできません。登録作業を中断した場合は最初から入力をし直す必要がありますのでご注意ください。

## ウ マイページへログイン

- ① 登録したメールアドレスに「事前登録完了のお知らせ」が送付されているかご確認ください。
- ② メール本文中に、システムで自動割り当てされた個人IDが記載されていますので、メモやメールを保存する等の方法で、必ず控えておいてください（個人IDとパスワードは、受験申込み、受験票の印刷等、以後の手続きにも必要となります。）。
- ③ メール本文内のURLにアクセスし、個人IDと事前登録で設定したパスワードを入力して申込サイトのマイページにログインしてください。
  - ※ マイページへのログインは事前登録完了後24時間以内に行ってください。24時間を過ぎると個人IDが無効となりますのでご注意ください。

**※この段階はまだ仮登録状態です。受験申込みは完了していませんので、下記「エ 本登録」の説明に沿って、申込みを完了してください。**

## エ 本登録

- ① マイページ内のメニュー「エントリー」を選択し、住所や学歴等、各項目に入力してください。
  - ※ 必須項目は必ず入力してください。その他の項目についても該当がある場合は入力してください。
  - ※ 入力内容に不備・不足が無いように、各項目の内容をよく読み、入力してください。
  - ※ 登録の途中で一時保存することはできません。登録作業を中断した場合は最初から入力をし直す必要がありますのでご注意ください。また、無操作状態によるログアウトにもご注意ください。
- ② 顔写真データ（受験票用）をアップロードしてください（エントリーページ最下部）。
  - ※ 顔写真データは、受験票に印刷されます。本人確認のために使用する重要なものとなるため、印刷した顔写真を撮影したものや、無背景となっていないものは、使用しないでください。
  - ※ 申込み前3か月以内に、無背景、脱帽で上半身正面向で撮影された画像データをタテ表示となるようにアップロードしてください。
  - ※ ファイル形式は、「jpg」又は「jpeg」のみとなります。
  - ※ 画像サイズは横75ピクセル×縦100ピクセル～横360ピクセル×縦480ピクセル、縦横比4×3、添付可能ファイルサイズは最大2MBまでです。
  - ※ 一部スマートフォンからはアップロードできない場合があります。その場合はパソコンからアクセスし、アップロードしてください。
- ③ 入力完了後、入力事項確認画面に遷移します。入力内容に誤りがないか確認のうえ、「エントリー」を選択してください。

オ 申込完了

上記手順ア～エのすべてが正常に終了した人は、申込完了となります。

- ① 登録したメールアドレスに、「申込完了のお知らせ」が送付されているかご確認ください。
- ② マイページ内のメニュー「エントリー修正」から修正することができますが、本市が申込内容の審査を終えた申込みについては、「エントリー修正」が表示されませんので、修正することができません。修正の必要がある場合は、津市教育委員会事務局教育総務課（電話番号 059-229-3292）までご連絡ください。
- ③ 申込期間中に申込みが完了しなかった場合は受験できません。  
※ 受付期間中は24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のため、サーバーを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前は、サーバーが混み合うおそれがありますので、余裕をもって早めに申込みを行ってください。  
※ 使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いませんのでご注意ください。  
※ 申込内容に不備がある場合等は、電話又はメールで問い合わせをすることがあります。その場合、マイページにログインして申込内容の訂正を行ってください。

#### (4) 受験票印刷

ア マイページにログイン

受付締切後、令和3年6月21日（月）に「受験票発行のご案内」をマイページに通知します。マイページにログインし、到着を確認してください。

※ 令和3年6月23日（水）までに上記通知が届かない場合は、必ず津市教育委員会事務局教育総務課（電話番号 059-229-3292）へお問い合わせください。

イ 受験票の印刷

マイページ内のメニュー「受験票」を選択し、受験票を白色のA4サイズ（縦：29.7cm、横：21cm）の用紙に印刷した後、切り取り線に沿って切り取ってください（白黒印刷可）。試験名、試験区分、受験番号、氏名、試験会場及びご自身の顔写真が印刷されていることを確認してください。

ウ 受験票への署名

受験票に記載されている事項及び受験案内の受験資格を再度確認し、申込者本人が署名して、受験票を試験受験の際に必ず持参してください。

※ 障がい等により受験者本人が直筆で記入することが困難な場合は、代筆での記入を可とします。

#### (5) やむを得ない事情により電子申請ができない場合

受験申込みは、原則、電子申請（インターネットによる申込み）となりますが、やむを得ない事情（下記ア参照）により電子申請ができない場合は、郵送による申込みを受け付けます。

上記の場合、今後の選考過程における連絡方法等お伝えしたいことがありますので、事前に津市教育委員会事務局教育総務課（電話番号 059-229-3292）に連絡のうえ、最終頁にある「電子申請申出書」の各項目すべてを記入し、提出してください。

また、本申出書の場合においても、申出内容を基に、本市においてエントリーシートを作成しますので、10頁「電子申請（インターネットによる申込み）に係る応募者利用規約について」を必ずご確認いただき、申出書の「1. 利用規約について」に同意（）を記入）をお願いします。

ア やむを得ない事情について

下記の項目に該当する場合はやむを得ない事情とします。

- ・インターネットに通信可能なパソコン・スマートフォンを所持していない。
- ・その他インターネットに通信可能な場所を利用できない（例：学校や公共施設内のフリーパソコン等）。

イ 受付期間・受付時間

令和3年5月17日（月）から令和3年6月15日（火）まで（土曜日・日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとします。



## ウ 提出書類

### ① 電子申請申出書----- 1 通

- ※ 切り取り線に沿って、申出書を受験案内から切り離し、使用してください。
- ※ 申出書に写真をはり付けてください。なお、写真は申込み前 3 か月以内に、無背景、脱帽で上半身正面向を撮影した縦 45 mm、横 35 mm の写真（裏面に氏名を記入）をはり付けてください。
- ※ 記入例（11 頁）を参考に正しく作成してください。
- ※ 申出書は受験者本人が直筆で記入してください。ただし、障がい等により受験者本人が直筆で記入することが困難な場合は、代筆での記入を可とします。

### ② 返信用封筒----- 2 通

- ※ 返信用封筒のサイズ：長形 3 号（縦：23.5 cm、横：12 cm）
- ※ この返信用封筒により受験票及び第 1 次試験に係る合否通知を送付しますので、84 円切手をはり付け、あて先に受験者の郵便番号、住所及び氏名（敬称は「様」）を記入してください。

## エ 提出方法

- ① 上記提出書類を封入した封筒の表面に「津市幼稚園教諭採用試験電子申請申出書在中」と朱書きの上、必ず簡易書留郵便により、次の送付先まで送付してください。
- ② 令和 3 年 6 月 15 日（火）午後 5 時 15 分までに、津市教育委員会事務局教育総務課（津市教育委員会庁舎 4 階）に到着した分のみを受け付けます。  
【送付先】〒514-0035 津市西丸之内 37 番 8 号 津市教育委員会事務局教育総務課あて
  - ※ 郵便事情等により書類到着の遅延等が発生した場合における受付期間経過後の申込みについては、受付は行わないため、申出書等は余裕を持って早い時期に提出してください。
- ③ 申込完了後、受験票及び第 1 次試験の案内を発送します。令和 3 年 6 月 23 日（水）までに受験票等が届かない場合は、津市教育委員会事務局教育総務課（電話番号 059-229-3292）へお問い合わせください。

## （6）その他

- ア 申込内容に記載漏れ等の不備がある場合又は虚偽の記載等がある場合等は受験を無効とすることがありますので、受験手続には十分注意してください（電子申請申出書の場合、受付は行わず、書類を返信用封筒により返却します。）。
- イ 第 1 次試験において、障がい等を理由に配慮を希望する内容がある場合、津市教育委員会事務局教育総務課（電話番号 059-229-3292）までご連絡ください。

## 4 第 1 次試験

### （1）試験科目

教養試験及び専門試験

### （2）試験の内容

試験科目	試験の内容
教養試験	時事、社会・人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する能力についての択一式による筆記試験
専門試験	発達心理、教育学、保育原理、保育内容及び法規に関する択一式による筆記試験

※ 教養試験の試験問題は、高等学校卒業程度です。

### （3）試験日

令和 3 年 6 月 27 日（日）

#### (4) 試験場所

ア 三重会場 津市立三重短期大学（津市一身田中野157番地）ほか

イ 東京会場 ホテルルポール麹町（東京都千代田区平河町2-4-3）

※ 第1次試験の受験会場は、三重、東京会場のうち、原則、居住地に最も近い会場とします。本登録内の設問「受験会場」で、第1次試験の受験希望会場を選択していただき、当該希望を基に決定します。決定した受験会場は受験票に記載されますので、必ずご確認ください。また、東京会場については、応募人数により希望に添えず、三重会場となる場合もあります。

※ 応募状況により他会場でも行う場合があります。

#### (5) 結果発表

令和3年7月7日（水）（予定）に受験者全員に対し、合否についてマイページに通知するとともに、通知日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、合否結果は個人情報のため、電話等による問い合わせには応じておりません。

### 5 第2次試験

第1次試験合格者に対して次のとおり行います。

#### (1) 試験科目

実技試験（課題実技）及び職場適応性検査

#### (2) 試験日

令和3年7月27日（火）（予定）

#### (3) 試験場所

第1次試験の結果発表の際に通知します。

#### (4) 結果発表

令和3年8月上旬に第2次試験受験者全員に対し、合否についてマイページに通知するとともに、通知日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、合否結果は個人情報のため、電話等による問い合わせには応じておりません。

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等により、試験科目や試験日等を変更する場合があります。

※ 詳細については、第1次試験の結果発表の際に通知します。

### 6 第3次試験

第2次試験合格者に対して次のとおり行います。

#### (1) 試験科目

口述試験（個人面接）

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等により、試験科目を変更する場合があります。

※ 詳細については、第2次試験の結果発表の際に通知します。

#### (2) 試験日

令和3年8月中旬

※ 詳細については、第2次試験の結果発表の際に通知します。

#### (3) 試験場所

第2次試験の結果発表の際に通知します。

#### (4) その他

第3次試験の受験日までに最終学校卒業（見込）証明書等の書類を提出していただきます。

※ 詳細については、第2次試験の結果発表の際に通知します。

### 7 最終合格者発表

令和3年9月上旬（予定）に第3次試験受験者全員に対し、合否についてマイページに通知するとともに、通知日以降、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

また、最終合格者発表は郵送でも通知しますのでご確認ください。

なお、合否結果は個人情報のため、電話等による問い合わせには応じておりません。

### 8 合格から採用まで

(1) 最終合格者については、令和4年4月1日に採用する予定です（当該採用日に勤務できないときは、採用されない場合があります。）。

(2) 上記(1)の最終合格者のほか、必要に応じて追加採用候補者を決定し、合格者の辞退がある場合や欠員が生じた場合等に合格者として繰り上げることがあります。

なお、当該繰り上げを行う期間は、令和5年3月31日までとします。

(3) 受験資格を満たさない場合又は申込内容に虚偽の記載がある場合等は、採用されません。

(4) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は、採用されません。

### 9 採用後の給与

津市職員の給与に関する条例等の定めるところにより、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

学歴	初任給（給料）※1	給与月額（見込）※2
大学卒	184,200円	203,300円
短期大学・専修学校（専門課程）卒	167,400円	184,700円

※1 上記の初任給は、新卒者等に係る令和3年4月1日付けでの採用の場合の初任給であり、採用日までに給料の改定等があった場合は、当該改定等後の額となります。また、職務経験等がある場合は、一定の基準に基づき加算措置があります。

※2 上記の給与月額は、給料、地域手当（勤務地：津市）、教職調整額及び義務教育等教員特別手当を含んでいます（100円未満の金額については切り捨てで表記しています。）。

なお、上記の給与以外に、期末・勤勉手当（令和2年度実績4.45月分）が別途支給されます。また、支給要件に応じて扶養手当、住居手当、通勤手当も支給されます。

### 10 勤務条件等

#### (1) 勤務時間

原則として、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで（休憩時間は正午から午後1時まで）です。ただし、勤務場所等により異なる場合があります。

#### (2) 勤務場所

幼稚園、児童福祉施設（保育所、認定こども園等）等で勤務します。

#### (3) 休日

原則として、週休2日制（土曜日・日曜日）で、国民の祝日に関する法律に規定されている休日及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日まで）があります。ただし、勤

務場所等によって異なる場合があります。

#### (4) 休暇等

年次有給休暇、特別休暇（結婚休暇、産前・産後休暇、夏季休暇等）、病気休暇、介護休暇、介護時間、育児休業及び部分休業等があります。

#### (5) 福利厚生

##### ア 健康診断

全職員を対象とした定期健康診断のほか、各種の健康診断を実施しています。

##### イ 健康保険等

公立学校共済組合に加入し、医療に係る給付等が受けられます。

##### ウ レクリエーション等

津市職員共済組合による庁内各種スポーツ大会等の事業等を実施しています。

#### (6) 人事・研修制度

##### ア 自己希望制度

職員の能力、適性、意向に沿った人事配置を行うために、異動希望の有無、希望する園等を申告する自己希望調書を毎年提出することができます。

##### イ プリセプター制度

市の業務内容や先輩との人間関係等について、新規採用職員が抱く不安感を軽減するための仕組みとして、採用されてから一定の期間、1人の新人に対して、1人の先輩職員が指導者として担当し、心理的なサポートや職務遂行能力の指導・向上を図るプリセプター制度を導入しています。

##### ウ 研修制度

実務研修、専門研修、階層別研修、派遣研修など様々な研修を実施しています。

## 11 その他

#### (1) 条件付採用について

採用後6か月の間は、地方公務員法第22条に基づき条件付の採用となり、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になります（給与等に変動はありません。）。

#### (2) 併願について

今後実施される他の津市職員採用試験等も受験可能です。また、今回の試験結果は、今後の採用試験の可否には一切影響することはありません。

#### (3) 問い合わせ

この試験の詳細や障がい等を理由とした職員採用試験に係る配慮事項等については、津市教育委員会事務局教育総務課（津市教育委員会庁舎4階）までお問い合わせください。

電話番号（059-229-3292）

◎ 日本国籍を有しない人が津市幼稚園教諭採用試験を受験するに当たって

日本国籍を有しない人の任用等について

「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とし、それ以外の公務員となるためには、必ずしも日本国籍を必要としないという、いわゆる公務員に関する基本原則に基づき、任用されます。

したがって、日本国籍を有しない人については、職種を問わず、「公の意思の形成への参画」にたずさわる職には、将来においても、任用しないことを条件として、採用を行います。

日本国籍を有しない人は、どのような職種であっても、次に掲げる「公の意思の形成への参画」にたずさわる職には、将来においても、任用されません。

○ 「公の意思の形成への参画」にたずさわる職について

「公の意思の形成への参画」にたずさわる職とは、職種を問わず、ライン職における課長に係る専決の権限を有する職以上の職で、具体的には、課長、部次長及び部長並びにこれらに類する権限を有する職と津市の活動について、その企画、立案、決定等に関与する担当副参事（課長級）、担当参事（部次長級）及び担当理事（部長級）が該当します。

したがって、もっぱら専門的な分野における調査・研究等に係る事務や技術的な事務、あるいは特命の域での補佐的・補助的な事務などにたずさわる担当理事、担当参事及び担当副参事並びに担当主幹級以下の職までの昇任は可能となります。

## 電子申請（インターネットによる申込み）に係る応募者利用規約について

登録フォームにご登録いただく個人情報の取扱いに関する規約

### 1. 登録フォーム

登録フォームとは、津市役所（住所：津市西丸之内 23 番 1 号）がインターネット上の人材採用サイトにて提供する、個人情報の入力・送信フォームを指します。

### 2. 個人情報の取得及び利用の目的

- ・津市役所は登録フォームを通じて、本市に勤務する職員を採用する目的で、必要な範囲において個人情報を取得いたします。
- ・取得した個人情報は、本市の人材採用以外の目的には一切利用いたしません。

### 3. 個人情報の取扱いの委託・提供

- ・津市役所は、第 2 項記載の目的の達成に必要な範囲で、個人情報の取得・分析、その他の処理を委託する場合があります。
- ・以下の場合を除き、取得した個人情報を当該応募者の同意を得ずに第三者に開示・利用・提供をしません。
  - 1) 法令に基づく場合
  - 2) 人の生命、身体、又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
  - 3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難なとき
  - 4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

### 4. 個人情報の管理

- ・津市役所は、第三者が取得した個人情報に不当に触れることがないように、合理的な範囲で厳重に管理いたします。
- ・応募者の個人情報の閲覧は、個人情報の適切な取扱いに関する教育を受け、津市役所が認めた者に限定します。

### 5. 個人情報の管理責任者

- ・下記の職種以外 津市総務部人事課 人事課長
- ・消防職 津市消防本部消防総務課 消防総務課長
- ・幼稚園教諭 津市教育委員会事務局教育総務課 教育総務課長

### 6. 個人情報の統計的利用

本市は、取得させていただいた個人情報を個人が特定できないような形で統計的に処理し、統計、分析その他の目的で利用させていただきますことがあります。

### 7. 個人情報を提供しなかった場合に生じる結果について

津市は、本市に勤務する職員を採用する目的で個人情報を取得しており、必要事項を入力いただけない場合は、選考できないことがあります。

### 8. 個人情報の利用目的の通知、開示・訂正・追加・削除・利用停止・消去

- ・応募者より本人情報の利用目的の通知、開示・訂正・追加・削除・利用停止・消去依頼があった場合、法令に従い、遅滞なく対応いたします。
- ・個人情報の利用目的の通知、開示・削除・利用停止・消去依頼方法は、登録 ID、氏名、依頼内容を記載の上、第 9 項の連絡先宛に電子メールで送信してください。津市は登録時のメールアドレスからの受信と、その後のメールでの依頼内容確認に対する返信により、本人確認とします。
- ・個人情報の訂正・追加を希望する場合は、訂正・追加を反映した最新の個人情報を前回と同じメールアドレスを入力の上、登録フォームより再送信することで津市は訂正・追加を受け付けいたします。津市役所は前回と同じメールアドレスでの登録により、本人確認とします。
- ・代理人からの利用目的の通知、開示・訂正・追加・削除・利用停止・消去依頼については、前述の手続きの他、法的に委任されたことが確認できる内容の委任状(書式自由)を別途、第 9 項連絡先宛に郵送してください。
- ・個人情報の利用目的の通知、開示・訂正・追加・削除・利用停止・消去等に関連し郵送料等の実費が発生する場合には、応募者負担とします。

### 9. 連絡先

個人情報の取扱いについてのご連絡は、以下メールアドレス宛に電子メールでご連絡ください。

- ・下記の職種以外  
津市総務部人事課 229-3106@city.tsu.lg.jp  
(〒514-8611 津市西丸之内 23 番 1 号)
- ・消防職  
津市消防本部消防総務課 254-0351@city.tsu.lg.jp  
(〒514-1101 津市久居明神町 2276 番地)
- ・幼稚園教諭  
津市教育委員会事務局教育総務課 229-3292@city.tsu.lg.jp  
(〒514-0035 津市西丸之内 37 番 8 号)

# 記入例

令和3年度津市幼稚園教諭採用試験（6月試験）（令和4年度採用予定）

電子申請ができない場合

## 電子申請申出書

やむを得ない事情及び利用規約の内容をご確認いただいたうえで、チェックボックスにチェックを入れてください。

※すべてに該当しない場合は、本申出書は使用できません。

やむを得ない事情で電子申請（インターネットによる申込み）ができない場合は、郵送による申込みを受付けます。

また、本申出書による申請の場合、今後の選考過程における連絡方法等お伝えしたいことがありますので、事前に津市教育委員会事務局教育総務課（電話番号059-229-3292）までご連絡ください。

<提出前にチェック（を記入）してください。>

- 電子申請ができないやむを得ない事情に該当する。（例：パソコン・スマートフォンを所持していない。）
- 事前に津市教育委員会事務局教育総務課に連絡し、案内を受けている。

### 1. 利用規約について

令和3年度津市幼稚園教諭採用試験6月試験（令和4年度採用予定）受験案内の10頁「電子申請（インターネットによる申込み）に係る応募者利用規約について」の内容のすべてを確認し、その内容に同意します。

### 2. 応募者マイページ仮登録情報

(フリガナ) 氏名	ツシ タロウ	性別	男	受験職種	幼稚園教諭	顔写真	<p>・申込み前3か月以内に、無背景、脱帽で上半身正面向を撮影した縦45mm、横35mmの写真をはり付けてください。</p> <p>・写真の裏面に氏名を記入してください。</p>
氏名	津市 太郎	性別	女	受験職種	幼稚園教諭	顔写真	
メールアドレス	229-3106@city.tsu.lg.jp	電話	059 - 229 - 3106	携帯電話	090 - 1234 - 5678	顔写真	
電話	059 - 229 - 3106	携帯電話	090 - 1234 - 5678	携帯電話	090 - 1234 - 5678	顔写真	

写真の裏面に、氏名を記入してください。

### 3. 本登録情報

現住所	郵便番号 514 - 8611	生年月日	令和4年4月1日現在
住所フリガナ	ツシ ニシ マル ノ ウチ	生年月日	昭和 63年 9月 1日 (満 33 歳)
住所フリガナ	津市西丸之内23番1号	生年月日	平成 (日本国籍を有しない人:西暦 年 月 日)
緊急連絡先(家族の住所等)	郵便番号 - 同上記と同じ	生年月日	昭和 63年 9月 1日 (満 33 歳)
郵便番号	- 同上記と同じ	生年月日	平成 (日本国籍を有しない人:西暦 年 月 日)
電話	-	生年月日	昭和 63年 9月 1日 (満 33 歳)
電話	-	生年月日	平成 (日本国籍を有しない人:西暦 年 月 日)
学歴(最終学歴から順に高等学校までの期間を記入してください。)			

学歴・職歴は、直近の歴から順に、正確に記入してください。（在学期間や在職期間、勤務形態等が抜けていると記入漏れになります。）

職歴がない場合は「なし」と記入してください。

欄が不足する場合は、別紙を作成する等してください。

学校名	学部	学科・専攻	年制	在学期間	該当するものを○で囲み、必要事項を記入してください。
〇〇大学	△△学部	□□学科	4年制	平成19年4月～平成23年3月	卒業/修了 ( )年中退 卒業/修了 ( )年中退
立〇〇高等学校	普通科	普通科	3年制	平成16年4月～平成19年3月	卒業/修了 ( )年中退 卒業/修了 ( )年中退
				平成 年 月～平成 年 月	卒業/修了 ( )年中退 卒業/修了 ( )年中退
				平成 年 月～平成 年 月	卒業/修了 ( )年中退 卒業/修了 ( )年中退

勤務先	部課・職務内容	勤務形態	在職期間
〇〇幼稚園	年長組担当	正規職員 臨時、アルバイト等 その他( )	平成23年4月～平成現在
		正規職員 臨時、アルバイト等 その他( )	平成 年 月～平成 年 月
		正規職員 臨時、アルバイト等 その他( )	平成 年 月～平成 年 月

アルバイト等も含めてすべて記入してください（在学期間中のアルバイト等は不要です。）

申込書提出時点において在職している場合は、在職期間に「現在」と記入してください。

欄が不足する場合は、別紙を作成する等してください。

各種資格・免許(取得・登録見込みも記入)	幼稚園教諭普通免許	H23年 3月	保育士資格	H23年 3月	年月
		取得/登録見込み			取得/登録見込み
		取得/登録見込み			取得/登録見込み
国籍	<input checked="" type="checkbox"/> 日本国籍	受験会場	<input checked="" type="checkbox"/> 三重会場		
	<input type="checkbox"/> 日本国籍以外	(原則、居住地に最も近い会場)	<input type="checkbox"/> 東京会場		
欠格事項					

必ず記入してください。

私は、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」にたざざる公務員となるためには、日本国籍を必要とし、それ以外の公務員となるためには、必ずしも日本国籍を必要としないという、いわゆる公務員に関する基本原則に基づき、任用がなされること及び令和3年度津市幼稚園教諭採用試験6月試験受験案内の記載内容等を了承した上で、津市幼稚園教諭採用試験を受験したいので、表記のとおり申し込みます。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 3 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 4 津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

必ず記入してください。

令和 3年 5月 17日	氏名 津市 太郎
--------------	----------

## 電子申請申出書

電子申請ができない場合

やむを得ない事情で電子申請（インターネットによる申込み）ができない場合は、郵送による申込みを受け付けます。

また、本申出書による申請の場合、今後の選考過程における連絡方法等お伝えしたいことがありますので、事前に津市教育委員会事務局教育総務課（電話番号059-229-3292）までご連絡ください。

<提出前にチェック（☑を記入）してください。>

- 電子申請ができないやむを得ない事情に該当する。（例：パソコン・スマートフォンを所持していない。）  
事前に津市教育委員会事務局教育総務課に連絡し、案内を受けている。

## 1. 利用規約について

令和3年度津市幼稚園教諭採用試験6月試験（令和4年度採用予定）受験案内の10頁「電子申請（インターネットによる申込み）に係る応募者利用規約について」の内容のすべてを確認し、その内容に同意します。

## 2. 応募者マイページ仮登録情報

フリガナ		性別	受験職種	顔写真
氏名		男・女	幼稚園教諭	
メールアドレス				・申込み前3か月以内に、無背景、脱帽で上半身正面向を撮影した縦45mm、横35mmの写真をはり付けてください。
電話	- -	携帯電話	- -	・写真の裏面に氏名を記入してください。

## 3. 本登録情報

現住所	郵便番号	-
住所フリガナ		

緊急連絡先(家族の住所等)	生年月日
郵便番号 - □上記と同じ	令和4年4月1日現在
電話( - - )	昭和 年 月 日 (満 歳) 平成 (日本国籍を有しない人:西暦 年 月 日)

学歴(最終学歴から順に高等学校までの期間を記入してください。)				在学期間	該当するものを○で囲み、必要事項を記入してください。
学校名	学部	学科・専攻	年制	平成 年 月 ~ 平成 年 月	・卒/修了 ( )年中退 ・卒見/修見 ( )年在学
				平成 年 月 ~ 平成 年 月	・卒/修了 ( )年中退 ・卒見/修見 ( )年在学
				平成 年 月 ~ 平成 年 月	・卒/修了 ( )年中退 ・卒見/修見 ( )年在学
				平成 年 月 ~ 平成 年 月	・卒/修了 ( )年中退 ・卒見/修見 ( )年在学

職歴(直近(現在含む)から順に全部記入(在学期間中のアルバイト等は不要)してください。ない場合は「なし」と記入してください。)			
勤務先	部課・職務内容	勤務形態 (該当するものを○で囲み、必要事項を記入してください。)	在職期間
		・正規職員 ・自家営業 ・臨時、アルバイト等 ・その他( )	平成 年 月 ~ 平成 年 月
		・正規職員 ・自家営業 ・臨時、アルバイト等 ・その他( )	平成 年 月 ~ 平成 年 月
		・正規職員 ・自家営業 ・臨時、アルバイト等 ・その他( )	平成 年 月 ~ 平成 年 月
		・正規職員 ・自家営業 ・臨時、アルバイト等 ・その他( )	平成 年 月 ~ 平成 年 月

各種資格・免許(取得・登録見込みも記入)			
幼稚園教諭普通免許	取得 取得見込み	保育士資格	取得 登録見込み
	取得 取得見込み		取得 取得見込み

国籍	<input type="checkbox"/> 日本国籍 <input type="checkbox"/> 日本国籍以外	受験会場 (原則、居住地に最も近い会場)	<input type="checkbox"/> 三重会場 <input type="checkbox"/> 東京会場
----	--	-------------------------	--

欠格事項	私は、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とし、それ以外の公務員となるためには、必ずしも日本国籍を必要としないという、いわゆる公務員に関する基本原則に基づき、任用がなされること及び令和3年度津市幼稚園教諭採用試験6月試験受験案内の記載内容等を了承した上で、津市幼稚園教諭採用試験を受験したいので、表記のとおり申し込みます。 なお、私は、次のいずれにも該当していません。また、この申込書の記載事項は、事実と相違ありません。 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 2 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者 3 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者 4 津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
令和 年 月 日	氏名

切り取り線



津市選挙管理委員会告示第19号

津市選挙投票区の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年5月12日

津市選挙管理委員会  
委員長 後藤 久

津市選挙投票区の一部を改正する告示

津市選挙投票区（平成18年津市選挙管理委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

表津の部第5投票区の項中「極楽町」を「寿町・極楽町」に改め、「、寿町」を削り、同表安濃の部第65投票区の項中「ファミリーステージ安濃」の次に「、浄土寺西」を加える。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の津市選挙投票区の規定は、この告示の施行の日以後にその期日を公示され、又は告示される選挙について適用する。

津市監査委員告示第3号

令和3年3月25日付けで提出された住民監査請求書について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づく監査の結果を、令和3年5月11日付けで別紙のとおり請求人に通知したので、同項の規定に基づき、公表する。

令和3年5月13日

津市監査委員 大 西 直 彦

津市監査委員 駒 田 修 一

津市監査委員 安 藤 友 昭

津市監査委員 西 山 み え

## 第1 請求の受理

### 1 受理年月日

本件監査請求書は、令和3年3月25日に受理した。

### 2 請求人の住所・氏名

住所 津市

氏名 省略

### 3 請求の概要

本件監査請求書、事実を証する書面及び令和3年4月16日に聴取した陳述の内容から、本件監査請求の概要は、次のとおりであると理解した。

#### (1) 主張の要旨（ほぼ原文のまま記載）

平成27年7月から令和3年2月までの間、相生町自治会長（以下「自治会長」という。）に業務委託していた津市内5地区（約190自治会）の資源ごみ（新聞、雑誌）の、これまでのすべての期間における資源物持ち去り防止パトロール事業（以下「事業」という。）の費用対効果の検証もないままに、令和3年4月1日以降、警備会社との間で、年間約200万円で業務委託を再開することは、地方自治法第2条第14項に規定される「最少の経費で最大の効果」の原則に反する措置であり、著しく裁量権を逸脱した違法行為であるから、当該事業の違法確認と、次の差し止めを勧告することを求める。

ア 平成27年7月から令和3年2月までの事業の費用対効果の検証をしないまま事業を再開してはならない。

イ 資源物持ち去り防止パトロール事業を実施した場合と実施しない場合との実地検証もないまま、事業を再開してはならない。

ウ 当該事業は、自治会長と津市幹部職員との官民癒着の検証が終わり、津市民への十分な説明が終了するまで、事業再開を凍結せよ。

#### (2) 主張の理由

ア 令和3年3月18日の報道によると、「相生町自治会長は、掲示板の設置に関する補助金を津市からだまし取ったとして逮捕・起訴された市内の自治会の会長が、ごみ箱の設置に関する補助金も市からだまし取っていたとして詐欺の疑いで再逮捕された。」と報じられている。

イ 自治会長の様々な不正行為は、津市の幹部職員との官民癒着の成果であり、津市の幹部職員にも応分の責任があることは、津市の報告書や津市議会の百条委員会の審議で明らかとなっているが、自治会長に

対し、当該事業の業務委託費として支払った5,169万円についての検証作業が行われていないのは、不自然極まりないものである。

津市長前葉泰幸は、事業に一定の効果があつたと弁明しているが、費用対効果の検証作業は全くなされていない。費用対効果の検証作業もないままに、相生町自治会から警備会社に変えて事業を再開することは、官民癒着の違法事業の誤魔化しであるから、事業を再開すべきではない。

ウ 事業再開には、第1に、検証作業が不可欠である。検証作業は極めて簡単である。対象9地区の資源ごみ（新聞、雑誌）の排出量（収集量）を計算し、新聞の1kg当たりの売払価格と雑誌の1kg当たりの売払価格を掛ければ、5地区の資源ごみの売払代金が算出できる。

これを試算すると、令和2年4月を例にとれば、新聞の排出量（収集量）は1万6,340kgであり、雑誌の排出量（収集量）は、2万270kgであるから、次式となる。

(7) 新聞

$$7.5 \text{円} \times 1 \text{万} 6,340 \text{kg} = 12 \text{万} 2,550 \text{円}$$

(8) 雑誌

$$3.0 \text{円} \times 2 \text{万} 270 \text{kg} = 6 \text{万} 810 \text{円}$$

(9) 合計

$$18 \text{万} 3,360 \text{円}$$

他方、津市が自治会長に対して支払った業務委託費は、1か月で80万4,650円であるから、経費が売上げをはるかに超過している。

すなわち、18万円の売上げをあげるために80万円の経費を支払っている。これを年間にすると、220万円（18万3,360円×12か月）の売上げ（推定）をあげるために724万円の経費（実額）を支払っていることになり、赤字であることは一目瞭然である。

しかも、事業の実施で、どれだけの持ち去りを防止できたかは実地検査がされていない。事業を実施しなくても、持ち去り量が少量であれば、少量の持ち去りを口実として無駄に多額の経費をかける必要はないものであり、津市幹部職員と自治会長とが癒着した官民談合の無駄事業であると評価すべきものである。

事業の効果を検証するには、一旦、廃止した事業を再開させるのではなく、1年間、事業を実施しないまま実証実験をすることである。

それをしないのは、津市幹部職員と自治会長との癒着が生んだ官民談合の無駄事業であることが露見することを防ぐための証拠隠滅事業としか言いようがない。

エ 事業の再開は、公平の原則に著しく反している。津市内の自治会数は1,000を超えるが、対象5地区（約190自治会）以外の自治会では、自治会の自主的パトロールによって資源ごみの持ち去り防止の努力がなされており、公費は使われていない。対象5地区のみを特別扱いにする合理的な理由がない。対象5地区は、ネットで持ち去りやすいという理由であれば、他の自治会のようにボックスのごみ箱の設置を津市が検討すべきことである。資源ごみの持ち去りが多いことを理由とするのは、資源ごみの価格が高騰していた平成27年当時の時代背景があつてのことであり、価格が大幅に下落した社会経済状況に適合していない事業である。

オ 2020年2月14日付け日本経済新聞は、「段ボール古紙、13年ぶり安値『古紙回収』に支障も」という見出しで、次のように報じている。

「段ボールの原料となる古紙の国内価格が一段と下がった。指標の段ボール古紙は13年半ぶりの安値になった。消費増税を背景にした消費不振で国内では日用品を中心に荷動きが停滞し、段ボール需要が落ち込んでいる。古紙の輸出先である中国は環境規制の強化や新型肺炎の影響で日本産古紙の購入を減らしており、古紙の需給が一段と緩んでいる。」

(7) 古紙問屋が回収業者から仕入れる古紙買値

- a 段ボール 5円/kg（下落は2か月ぶりで2006年10月以来の安値）
- b 雑誌 3～4円/kg
- c 新聞 6～8円/kg

(4) 関東地区主要古紙価格推移表（古紙問屋が製紙メーカーに引き渡す店頭渡し価格。令和元年12月）

- a 段ボール 18円/kg～
- b 雑誌 15円/kg～
- c 新聞 17円/kg～

このように、資源ごみの価格が暴落している現状において、事業の

再開は津市民の賛同を得られる事業ではない。

## 第2 監査の実施

### 1 監査の対象事項

本件監査請求の監査の対象事項について、本件監査請求は、適法な監査請求であるか否か、適法な監査請求であると認めるときは、当該適法な監査請求に係る財務会計行為が違法若しくは不当な行為に当たるか否か、とした。

### 2 監査の手続

本件監査請求の監査の手続について、監査対象部局を環境部環境政策課とし、関係書類の提出を求めるとともに、関係職員の陳述を聴取した。

## 第3 監査の結果

### 1 暫定的停止勧告について

請求人は、令和3年度事業の差し止めを主張していることから、令和3年4月1日に、法第242条第4項の規定による暫定的停止勧告の必要性について協議したが、当該事業が違法であると思料するに足りる相当な理由はなく、監査が終了するまでの間当該事業を停止すべきことを勧告するとの合議には至らなかった。

### 2 確認した事実の概要

本件監査請求について、請求人が提出した事実を証する書面、環境部環境政策課が提出した関係書類、令和3年4月16日に聴取した陳述の内容により確認した事実の概要は次のとおりである。

#### (1) 平成27年7月から令和3年2月までの事業について

##### ア 事業の目的

資源物の持ち去り行為が絶えない中で、自治会員がパトロール等に参加することにより、自治会内及び近隣地域住民のごみに対する意識の向上を目的とした。また、資源物（古紙等、金属）の持ち去りを防止することで、安全、安心な資源物の排出環境の創出を図ることとした。

##### イ 各年度の対象地区、契約金額

###### (ア) 平成27年度

###### a 平成27年7月

- 1 地区（敬和地区）、14万7,420円
- b 平成27年8月
  - 3 地区（敬和、養正、北・南立誠地区）、31万9,410円
- c 平成27年9月
  - 5 地区（敬和、養正、北・南立誠、新町、育生地区）、47万9,115円
- d 平成27年10月から平成28年3月まで
  - 5 地区（敬和、養正、北・南立誠、新町、育生地区）、576万9,792円
- (i) 平成28年度
  - a 平成28年4月
    - 3 地区（敬和、養正、育生地区）、46万512円
  - b 平成28年5月から平成29年3月まで
    - 5 地区（敬和、養正、育生、修成、北・南立誠地区）、886万320円
- (ii) 平成29年度
  - a 平成29年4月
    - 5 地区（敬和、養正、育生、修成、北・南立誠地区）、70万円
  - b 平成29年5月から平成30年3月まで
    - 5 地区（敬和、養正、育生、修成、北・南立誠地区）、866万円
- (iii) 平成30年度
  - 5 地区（敬和、養正、育生、修成、北・南立誠地区）、948万円
- (iv) 令和元年度
  - 5 地区（敬和、養正、育生、修成、北・南立誠地区）、956万7,900円
- (v) 令和2年度
  - 5 地区（敬和、養正、育生、修成、北・南立誠地区）、840万546円

令和2年度契約については、市の補助金を詐取したとして、津市が自治会長を刑事告訴したことを踏まえ、委託先としての社会的信

用を大きく低下させたとして、業務委託契約書第18条第6号の規定により、令和3年2月12日に契約を解除した。

ウ 積算内訳

各年度ともに、パトロール車出動台数1台当たりの単価×出動台数として計算する。平成30年度以降のパトロール車出動台数1台当たりの単価（税抜き）は1万4,630円であった。

エ 対象地区

資源物（古紙等、金属）の収集量の多い地区を基本として、選定地域の位置のバランスを考慮して3地区を選定し、その後近接地区を含め5地区としていた。

オ 実施方法

資源物（古紙等、金属）収集日前夜及び当日午前、2人1組を1班1車両として、最大3班体制でパトロールすることにより実施していた。

持ち去り行為を現認した場合は、速やかに警察に通報するとともに市へ連絡するとしていた。

(2) 令和3年度事業について

ア 事業の目的

環境部環境政策課は、自治会委託のパトロールにより持ち去り行為者の通報件数は減少しており、一定の効果があつたといえるものの、持ち去り行為はなくなっていないことから、津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例（以下「条例」という。）第16条の2の規定に基づき、市職員が持ち去り行為を行わないよう命じることで、持ち去り行為を取り締まることの補完業務として、次のとおり、新たに資源物持ち去り防止取締支援事業に係る予算措置を行った。

イ 令和3年度当初予算額

193万6,000円

ウ 積算内訳

他市で実績のある警備会社からの見積徴取により、2人乗車1台3時間あたりの費用は約2万円（税抜き）である。

よって、1回2台出動、月4回程度、期間が5月から3月までの11か月で積算すると、

2万円×2台×4回×11か月×1.1＝193万6,000円と



なる。

## エ 事業の概要

### (ア) 対象地域

津市全域を対象とする。その中で、これまでに持ち去り行為者の目撃情報が多い人口密集地域を設定する対象地域とする。

### (イ) 実施回数

目撃情報から必要に応じて随時実施する。平均して月4回程度とする。

### (ウ) 実施方法

取締日は、各地域の金属ごみ又は資源ごみ（新聞・雑誌）の当日あるいはその前日とする。

市職員が取締日に、これまでに持ち去り行為の目撃情報があった地域のごみ一時集積所付近で待機すると同時に、警備会社の職員が当該地域の巡回を実施する。

#### a 市職員

持ち去り行為の目撃情報があったごみ一時集積所付近で待機し、持ち去り行為を確認する。持ち去り行為者が持ち去り行為を認めるときは、直ちに管轄の警察署に連絡し、現場への出動を要請する。

#### b 警備会社の職員

ごみ一時集積所の巡回を2班に分かれて実施し、持ち去り行為者を発見した際は、随時市職員に連絡する。

### (エ) 実施体制

2人1台を基本とする。市職員が4班体制（2人1台、車4台）、警備会社が2班体制（2人1台、車2台）で、1回の取締りを計12人体制で実施する。

### (オ) 実施時間

前日は午後6時から午後10時まで、当日は午前6時から午前10時までの4時間を基本とする。

### (カ) 業務に係る車両

市は、1日4台の公用車を準備する。警備会社は、1日2台の会社名が記載された専用車両を準備する。

## 3 結論

監査の結果、本件監査請求について、次のとおり判断した。

(1) 本件監査請求の適法性に係る判断

ア 適法な監査請求であると判断したもの

令和3年度執行予定の事業を対象とした請求については、住民監査請求の対象とする財務会計行為に係るものであることから、適法な監査請求であると判断したので、監査の対象とした。

イ 不適法な監査請求であると判断したもの

平成27年7月から令和3年2月までの事業を対象とした請求については、請求人は当該事業そのものの違法確認を求めているのであって、住民監査請求の対象となる財務会計行為の違法性・不当性が具体的に特定されていないため、不適法な監査請求であると判断したので、監査の対象外とした。

(2) 適法な監査請求に係る判断

適法な監査請求に係る請求人の主張は、認めることができないものと判断した。

4 結論に至った理由

(1) 平成27年7月から令和3年2月までの事業の違法性について

請求人は、自治会長がごみ箱設置に関する補助金を市からだまし取ったとして、詐欺の疑いで再逮捕されたことを理由に、当該事業も津市の幹部職員と自治会長との官民癒着によるものとして、著しく裁量権を逸脱した違法行為であると主張する。

しかし、本件監査請求の対象となる財務会計行為は、令和3年執行予定の事業であり、令和3年2月までの委託契約とは別個の委託契約として監査するのが相当である。

また、令和2年度の委託契約については、令和3年2月に契約解除されており、令和3年度事業は、事業内容を見直した上での新たな契約行為となることから、平成27年7月から令和3年2月までの事業の違法性の存否は、本件監査に影響するものではない。

(2) 令和3年度事業の違法性について

請求人は、資源ごみ（新聞、雑誌）の売払代金と委託料の比較により、事業が赤字であること、対象5地区を特別扱いしてきた合理的な理由がないこと、これまでの官民談合の無駄事業が露見することを防ぐための証拠隠滅事業であることを理由として、令和3年度事業の違法性を主張

している。

確かに、請求人が主張するように、資源ごみの持ち去りを防止して得られる売払代金と事業委託料を比較すれば、赤字となることは明らかであるが、これは事業を一側面から見ていないこと、歳入確保が目的の事業ではないことから、赤字であるからと言って、違法な事業であるとは言えない。

また、令和3年度事業は、市職員が条例第16条の2の規定に基づき、条例違反者に禁止命令を発し、資源ごみの持ち去り行為取締りの補完業務を目的として、令和3年第1回市議会定例会における予算審議を経て事業を実施しようとするものであり、条例遵守のために必要な施策については、市長に与えられた裁量的な政策判断の問題であって、確認した事実の概要等から判断すると、政策的・技術的な裁量権を明らかに逸脱した違法なものと言うこともできない。

### (3) 結論

以上のことから、令和3年度事業について、裁量権を著しく逸脱した違法性は認められず、請求人が主張する事業の差し止めは必要ないものと判断する。

## 第4 意見

市と元自治会長の間には、様々な不適切な関係が明らかにされ、資源物持ち去り防止パトロール事業は令和3年2月に委託先としての社会的信用を大きく低下させたと判断して、資源物持ち去り防止パトロール事業の契約解除に至った。その後、元自治会長は補助金をだまし取った詐欺の容疑で逮捕・起訴に至ることとなったが、各種報道等により市に対する市民からの信用を大きく損ねることとなった。

令和3年度事業の差し止めの必要はないものと判断したが、平成27年7月から令和3年2月までの事業における契約の実績確認等実施方法についても様々な疑惑が生じているため、市民に理解を得られる説明を尽くした上で、事業を実施されたい。

以上

津市監査委員告示第4号

令和3年3月30日付けで提出された住民監査請求書について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づく監査の結果を、令和3年5月11日付けで別紙のとおり請求人に通知したので、同項の規定に基づき、公表する。

令和3年5月13日

津市監査委員 大 西 直 彦

津市監査委員 駒 田 修 一

津市監査委員 安 藤 友 昭

津市監査委員 西 山 み え

## 第1 請求の受理

### 1 受理年月日

本件監査請求書は、令和3年3月31日に受理した。

### 2 請求人の住所・氏名

津市 正次 幸雄

### 3 請求の概要

本件監査請求書、令和3年4月16日付けで提出された事実を証する書面及び追加監査請求書並びに同日に聴取した陳述の内容から、本件監査請求の概要は、次のとおりであると理解した。

#### (1) 主張の要旨（「請求書」ほぼ原文のまま記載）

津市は、平成31年度（令和元年度）において、一般社団法人津市観光協会に業務委託した3件の業務委託（以下「本件業務委託」と言う。）と、1件の津市補助金の交付及び1件の負担金について、双方の違法及び不法な行為により、津市に損害を与えた。

#### ア 対象となる業務委託等

- (ア) 津駅前観光案内所運營業務委託（以下「案内所業務委託」と言う。）
- (イ) 観光誘客PRキャンペーン業務委託（以下「PR業務委託」と言う。）
- (ウ) 新聞雑誌広告等情報発信業務委託（以下「情報発信業務委託」と言う。）
- (エ) 観光誘客・情報発信事業補助金
- (オ) 観光パンフレット・ポスター等作成事業負担金

#### イ 津市が受けた損害

##### (ア) 本件業務委託関係

- a 協会の物品販売により受けた損害額 752万8,400円  
案内所業務委託の委託金 1,026万7,400円の3割  
PR業務委託の委託金 813万6,700円の4割  
情報発信業務委託 596万7,500円の2割
- b 協会が物品販売で得た諸収入
- c 協会に納付させる損害金（契約保証金額） 243万7,160円  
総契約金額2,437万1,600円の1割

- (イ) 情報発信業務委託と観光誘客・情報発信事業補助金の2重取り関係

補助事業の「観光情報発信事業781万円」のうち「事務費57万6,960円」は、委託業務で実施しているので全額の577万6,960円を津市に返還させよ。

ウ 要旨に追加する事項

- (ア) 平成27年度から令和2年度までの間に、津市観光協会に交付した観光誘客・情報発信事業補助金について

概算払をしていると思われるが、精算が会計規則の規定に基づき精算されているか確認し、精算がされていない場合は、補助金の全額の返還を命じることを求める。

- (イ) 観光パンフレット・ポスター等作成事業負担金について

a 平成27年度から令和2年度までの間に、津市観光協会に交付した観光パンフレット・ポスター等作成事業負担金が、協定書の規定に従い前金払で支出されているか確認し、協定に基づかない支出であれば、支出の全額を津市に賠償させよ。

b 負担金の支出の決裁は適正であったか確認し、不適切なものであれば、支出の全額を津市に賠償させよ。

c 負担金の概算払は、会計規則の規定に基づき適切に精算されているかを確認し、精算されていない場合は、負担金の全額を津市に賠償させよ。

- (2) 主張の理由（「請求書」ほぼ原文のまま記載）

ア 本件業務委託の見積書の徴取は、津市契約規則（以下「規則」と言う。）第10条第2項の規定に違反しています。

- (ア) 協会は、津市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」と言う。）に登載されていません。

- (イ) 津市物品購入等競争入札に係る参加資格者名簿に関する要綱（以下「要綱」と言う。）第5条（入札参加資格の特例）の規定に違反しています。

イ 本件業務委託の各契約書及び仕様書の規定及び規則に違反していません。

- (ア) 協会は、本件業務委託の各仕様書に記載されていない物品販売を、委託業務の中で行っていた。

- (イ) 協会は、委託業務のための経費を使って物品販売を行っていた。
- (ウ) 協会が、自身の事業である物品販売を実施する経費（人件費、会場費、光熱水費、旅費、宿泊費、事務費及びその他の経費）として、津市が各契約書の前金払の規定に基づき前払いした津市の公金を充当した。

協会の「2019年度収支予算書」の本年度予算額の欄の「(1)経常収益の事業収益」の本年度予算額の欄には、「受託事業収入として2,463万5,000円が計上され、摘要欄には、受託事業」と、「諸収入として162万2,000円が計上され、摘要欄には、物品販売等」と記載されています。

協会の「2019年度収支予算総括表」の「収益事業等」の欄には、前述した「受託事業収入として2,463万5,000円」と、「諸収入として162万2,000円」が計上されています。

「(2)経常費用、事業費、事業費計は、2,380万円」が計上され、支出の全額が受託事業収入で充当されています。

受託事業収入の費用で「収益事業等」の項目の経費が賄われています。

つまり、津市の委託事業のため前金払として前払いされた公金が物品販売の経費として使われ、収入として「諸収入」に計上され、協会の自主財源とされているのです。

これらの内容は、令和元年の6月10日に開催された社員総会に提出された議案を見れば分かるうえ、社員総会以前に開催されている理事会の予算議案を見れば分かることである。

なお、商工観光部長は、協会の理事です。

津市は、協会の物品販売が本件業務委託の契約書及び仕様書の契約事項の規定（契約書第20条第1項第1号、第3号及び第4号）に違反していること、また、津市契約規則第46条第1項第2号及び第5号に該当していることから、契約を解除すること等、必要な損害金等の請求を怠った。

- ウ 観光誘客・情報発信事業補助金の観光情報発信事業は、本件業務委託の情報発信業務委託と事業内容が重複していることと、津市補助金の使途が不明である。

- (ア) 観光誘客・情報発信事業補助金事業成果及び収支決算書中の事業

成果の「2 観光情報提供事業、観光情報発信提供事業、津市の観光情報を担うHPの維持管理を行った。」と記載し、協会の「事業報告」の2には、同様の記載があります。

観光誘客・情報発信事業の事業費一覧では、補助金事業総額781万円の内訳は、「事務用ノートパソコンリース料、ホームページの改修費及び維持管理費」が203万3,040円で、「事務費」が577万6,960円です。

事務費は「何の金か、また業務量は」と現在の裁判の中で尋ねたら、「人件費などです」との回答で、業務量については、触れることなく資料の提出もありません。

今回の事務費は、観光誘客・情報発信事業のいかなる事務費に使い、その業務量はどれほどあるのか、資料を交え説明してください。

なお、平成29年度分の裁判では、原告は、HPの維持管理と改修に関する業務内容は、情報発信業務委託の委託業務の中に含まれていると主張しています。

協会は、補助金と委託料の2重取りと思っています。

- (イ) 補助金の概算払ですが津市補助金1,469万9,000円の全額を令和元年12月3日付けで協会に交付した。

精算票には、決裁日が令和2年5月15日の日で、添付書類には、津市が協会に交付した補助金交付確定通知書（令和2年3月31日付け）が添付されているだけです。

概算払の精算は、津市会計規則第37条（概算払）第2項の規定に基づき、精算については第36条の規定を準用することから、第36条第1項第2号の規定に従えば支払完了後7日が精算の期限です。

未だに、当該補助金の概算払の精算は、行われていないのです。

- エ 観光パンフレット・ポスター等作成事業は、平成27年度に締結した協定書が、現在も自動的に延長されています。

- (ア) 協定書第4条（前金払）は、前金払できる規定ですが、概算払については、協定書には何も規定されていません。

- (イ) 平成27年4月1日付けの前金払を規定した協定書は、商工観光部長が決裁をしています。

決裁日が令和元年12月23日の概算払の決定は、商工観光部の



部次長が決定しています。

部長が前金払の協定書を決めたのに、下級職員の部次長が協定書の規定を遵守しないで、協定書に規定されていない概算払いを決定している。

- (ウ) 「協定書の規定を遵守しない幹部職員」、「部長の支持に従わないで、勝手なことをする部次長」、このような津市の「組織及び人」は全国の恥です。

津市の信頼を著しく損なった行為は、津市に賠償金を払うべきである。

- (エ) 令和2年1月21日に協会に支出した概算払の精算が令和2年5月15日であり、「ウ、(イ)」で述べたように、精算の期日を過ぎています。

津市会計規則の規定に違反しています。

#### オ 追加分

- (ア) 本件業務委託は、津市契約規則に違反している。同規則第50条（委任）では、「この規則に定めるもののほか、契約の事務手続に関し必要な事項は、市長が別に定める」と規定している。「津市物品購入等競争入札に係る参加資格者名簿に関する要綱」は、前述の規則第50条の規定に基づく要綱であり、遵守しなければならない。

- (イ) 本件業務委託の物品販売について

a 津駅前観光案内所は、当該施設の管理運営に係る経費を津市が委託料で支出しているにもかかわらず、津市観光協会は、物品販売を行っている。

b PRキャンペーン業務は、観光案内所の出張版である。

c 情報発信業務は、前述した物品販売のためのPRである。

d 被告（津市）は、協会の物品販売を知っていて黙認していたこと。被告（津市）は、協会の2019年度の収支予算書と収支予算総括表を見れば、本件業務委託の委託料が協会の自主事業である物品販売に使われていることはわかるはずである。

また、協会が物品販売に使った金は、委託料の前金払により協会に支払われた前払金であることもわかるはずである。

被告（津市）は、遅くとも令和元年6月10日の協会の社員総会において、私が指摘したことを知り得た。

被告（津市）は、本件業務委託の契約を解除し、必要な損害金等を請求することを怠った。

(ウ) 平成31年度観光誘客・情報発信事業補助金の実績報告書について

a 補助事業費1,837万4,000円の内訳は、事業費一覧に記載されている事務費1,253万2,390円（326万2,728円+577万6,960円+230万4,542円+118万8,160円）、事業費584万1,610円で、事業費については銀行振り込み用紙が添付されているが、事業費の2.15倍もある事務費の使途は不明である。

観光情報発信事業では、事業費203万3,040円、事務費577万6,960円で、事務費は事業費の2.84倍である。

観光看板等管理事業では、事業費84万5,485円のうち、事業費と言えるのかわかりませんが、電気代33万1,258円、看板改修及び作成は3件で51万4,200円、事務費230万4,542円で事業費の2.73倍です。

事業費の2.15倍もの事務費の業務量の明示と事務費の使途を示せ。

b 前述した補助金は、概算払で全額協会に支出されているが、概算払は、支払先は決まっているが、支払額が不明であることから、一時的に支出し支払う方法で、そのため、会計規則第36条の規定が適用され精算を行うこととされている。

また、精算に当たっても証拠書類の添付もなく会計規則に違反している。

当補助金は、aで述べたように、事業費の2.15倍もの事務費の使途が明らかになっていないことから、調査し、補助金の全額の返還を命じることを求める。

## 第2 監査の実施

### 1 監査の対象事項

本件監査請求の監査の対象事項について、本件監査請求は、適法な監査請求であるか否か、適法な監査請求であると認めたときは、当該適法な監査請求に係る財務会計行為が違法若しくは不当な行為に当たるか否か、と

した。

## 2 監査の手続

本件監査請求の監査の手続について、監査対象部局を商工観光部観光振興課とし、関係書類の提出を求めるとともに、関係職員の陳述を聴取した。

## 第3 監査の結果

### 1 確認した事実の概要

本件監査請求の監査の手続について、監査対象部局の商工観光部観光振興課が提出した関係書類、令和3年4月16日に聴取した陳述の内容により確認した事実の概要は次のとおりである。

#### (1) 案内所業務委託について

##### ア 契約について

商工観光部観光振興課は、平成31年4月1日付けで、「平成31年度津駅前観光案内所運營業務委託契約に係る契約の締結について（伺い）」を、副市長を決裁権者として決裁し、一般社団法人津市観光協会（以下「協会」という。）と地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第2号の規定による随意契約により、次のとおり契約を締結している。

##### (ア) 履行期間

2019年4月1日から2020年3月31日まで

##### (イ) 当初契約金額

1,008万720円

##### (ロ) 変更契約金額

1,026万7,400円（18万6,680円の増額）

##### イ 前金払について

商工観光部観光振興課は、平成31年4月16日付けで、「平成31年度津駅前観光案内所運營業務委託料の前金払について（伺い）」を、観光振興課長を決裁権者として決裁し、委託契約書第17条の規定に基づき、同日付けの支出命令により、前金として900万円を支出した。

##### ウ 実績確認及び精算払について

##### (ア) 実績確認

商工観光部観光振興課は、令和2年3月31日付けで、「平成3

1 年度津駅前観光案内所運營業務委託に係る検査合格通知について（伺い）」を、観光振興課長を決裁権者として決裁し、協会から出された委託業務実績報告書の内容について、検査したところ適合すると認め、検査合格を通知している。

(4) 精算払

観光振興課長は、令和2年3月31日に委託業務完了確認を行った上で、同年4月13日付けの支出命令により、残額の126万7,400円を精算払している。

(2) PR業務委託について

ア 契約について

商工観光部観光振興課は、平成31年4月9日付けで、「平成31年度観光誘客PRキャンペーン業務委託契約に係る契約の締結について（伺い）」を、商工観光部長を決裁権者として決裁し、協会と令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約により、次のとおり契約を締結している。

(7) 履行期間

2019年4月9日から2020年3月31日まで

(4) 当初契約金額

798万8,760円

(7) 変更契約金額

813万6,700円（14万7,940円の増額）

イ 前金払について

商工観光部観光振興課は、令和元年6月21日付けで、「平成31年度観光誘客PRキャンペーン業務委託料の前金払について（伺い）」を、観光振興課長を決裁権者として決裁し、委託契約書第17条の規定に基づき、同日付けの支出命令により、前金として700万円を支出した。

ウ 実績確認及び精算払について

(7) 実績確認

商工観光部観光振興課は、令和2年3月31日付けで、「平成31年度観光誘客PRキャンペーン業務委託に係る検査合格通知について（伺い）」を、観光振興課長を決裁権者として決裁し、協会から出された委託業務実績報告書の内容について、検査したところ適

合すると認め、検査合格を通知している。

(4) 精算払

観光振興課長は、令和2年3月31日に委託業務完了確認を行った上で、同年4月13日付けの支出命令により、残額の113万6,700円を精算払いしている。

(3) 情報発信業務委託について

ア 契約について

商工観光部観光振興課は、平成31年4月9日付けで、「平成31年度新聞雑誌広告等情報発信業務委託契約に係る契約の締結について（伺い）」を、商工観光部長を決裁権者として決裁し、協会と令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約により、次のとおり契約を締結している。

(7) 履行期間

2019年4月9日から2020年3月31日まで

(4) 当初契約金額

585万9,000円

(7) 変更契約金額

596万7,500円（10万8,500円の増額）

イ 前金払について

商工観光部観光振興課は、令和元年6月21日付けで、「平成31年度新聞雑誌広告等情報発信業務委託料の前金払について（伺い）」を、観光振興課長を決裁権者として決裁し、委託契約書第17条の規定に基づき、同日付けの支出命令により、前金として500万円を支出した。

ウ 実績確認及び精算払について

(7) 実績確認

商工観光部観光振興課は、令和2年3月31日付けで、「平成31年度新聞雑誌広告等情報発信業務委託に係る検査合格通知について（伺い）」を、観光振興課長を決裁権者として決裁し、協会から出された委託業務実績報告書の内容について、検査したところ適合すると認め、検査合格を通知している。

(4) 精算払

観光振興課長は、令和2年3月31日に委託業務完了確認を行っ

た上で、同年4月13日付けの支出命令により、残額の96万7,500円を精算払いしている。

(4) 観光誘客・情報発信事業補助金について

ア 補助金交付事務について

(7) 交付決定

商工観光部観光振興課は、平成31年4月1日付けで、「平成31年度津市商工業振興等関係（観光誘客・情報発信事業）補助金の交付決定について（伺い）」を、副市長を決裁権者として決裁し、同日付けで、協会に対し、1,469万9,000円の補助金等交付決定通知書を送付している。

(4) 交付確定

商工観光部観光振興課は、令和2年3月31日付けで、「平成31年度津市商工業振興等関係（観光誘客・情報発信事業）補助金の交付確定について（伺い）」を、副市長を決裁権者として決裁し、同日付けで、協会に対し、1,469万9,000円の補助金等交付確定通知書を送付している。

イ 支払について

(7) 概算払

商工観光部観光振興課は、令和元年11月20日付けで、「平成31年度津市商工業振興等関係（観光誘客・情報発信事業）補助金の概算払いについて（伺い）」を、観光振興課長を決裁権者として決裁し、同日付けの支出命令により、協会に対し、1,469万9,000円を概算払している。

(4) 精算

商工観光部観光振興課は、令和2年3月31日付けの補助金等交付確定書を証拠書類として、精算票を会計管理者に送付し、同年5月15日付けで同額精算している。

(5) 観光パンフレット・ポスター等作成事業負担金について

ア 協定書について

津市長前葉泰幸（甲）と協会（乙）は、平成27年4月1日付けで、観光パンフレット、観光ポスター等作成事業に係る協定書を次のとおり締結している。

(7) 目的（第1条）

甲は、観光パンフレット、観光ポスターの作成及び活用等について、乙と協力・連携を図ることにより、津市の観光の振興と発展に資することを目的とする。

(4) 費用負担（第2条）

観光パンフレット、観光ポスター等作成事業に係る費用の負担については、甲が当該費用の9割を、乙が当該費用の1割を負担するものとする。

(5) 協定期間（第3条）

この協定の期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日とする。ただし、期間の満了する1箇月前までに、甲又は乙が別段の意思表示をしなかったときは、この協定は1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(6) 前金払（第4条）

甲は、乙から負担金について前金払の請求があった場合、当該負担金の全額を前金払するものとする。

(7) 疑義等の決定（第5条）

この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

イ 支払について

(7) 概算払

商工観光部観光振興課は、令和元年12月23日付けで、「観光パンフレット、観光ポスター等作成事業負担金に係る概算払いについて（伺い）」を、商工観光部次長を決裁権者として決裁し、同年12月26日付けの支出命令により、協会に対し、225万円を概算払している。

(4) 精算

商工観光部観光振興課は、令和2年3月31日付けで、「平成31年度観光パンフレット、観光ポスター等作成事業実績報告書の提出について（報告）」を、商工観光部長を決裁権者として決裁し、作成実績を確認している。当該実績確認により、同年5月15日付けで同額精算している。

(6) 協会の令和元年度予算・決算について

ア 収支予算書

参考1のとおり

イ 収支予算書総括表

参考2のとおり

ウ 正味財産増減計算書

参考3のとおり

エ 正味財産増減計算書内訳表

参考4のとおり

2 結論

監査の結果、本件監査請求について、次のとおり判断した。

(1) 本件監査請求の適法性に係る判断

ア 適法な監査請求であると判断したもの

平成31年度（令和元年度）における委託料、補助金及び負担金に係る支出を対象とした請求については、住民監査請求の対象とする財務会計行為に係るものであることから、適法な監査請求であると判断したので、監査の対象とした。

イ 不適法な監査請求であると判断したもの

平成27年度から平成30年度までの補助金及び負担金に係る支出を対象とした請求については、法第242条第2項に定める期間を経過してなされたものとして、不適法なものであると判断した。

また、資格者名簿未登載である協会との業務委託契約の違法性に関する主張についても、請求人が原告として請求した平成29年（行ウ）第13号損害賠償命令請求住民訴訟事件（平成30年12月13日津地方裁判所判決）における争点の一つと同一の主張であり、「資格者名簿に登載された者から見積書の徴取をおこなわなかったことについては、裁量権の逸脱、濫用があったとまではいえず、違法であるとまではいえない。」との司法判断が下されており、一事不再理の原則により、監査の対象外とした。

(2) 適法な監査請求に係る判断

適法な監査請求に係る請求人の主張は、認めることができないものと判断した。

3 結論に至った理由



(1) 物品販売の違法性について

請求人は、各業務委託の契約書及び仕様書に定めのない、協会の自主事業である物品販売を、各委託料の経費を使って行っていたことは、契約違反であるから、違約金として各業務委託の契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として、協会に請求せよと主張する。

物品販売については、津市の観光宣伝の拡大につながる協会の自主事業であり、委託業務とは一体不可分の関係にある。業務委託仕様書には、津駅前観光案内所を活用した企画実施業務として「本市の季節ごとの観光情報や行事、特産品、食などの観光資源をより重点的に紹介する催しを企画し、当該観光案内所内において一定期間実施すること。」と明記されている。

また、PR業務委託の仕様書においても、業務内容の一つとして「津市の特産品や津市PRキャラクター等を活用し、来場者に訴求力のある魅力的な観光PRをすること。」「ブース出展などで経費負担が発生する場合は、受注者において支払うこととし、その経費については当該委託業務の委託料に含まれるものとする。」と明記されている。

物品販売は、協会の自主事業であるから市の業務委託仕様書の中に具体的に明記されていないだけであって、協会が、前金を受けて仕様書に定められた業務を履行した上で、業務に関連した自主事業としての物品販売を行うことに、何ら違法性は認められない。

よって、物品販売について、契約書及び仕様書に記載がないことをもって契約違反であるとの主張、委託業務のための経費を使って物品販売を行っていたとの主張には理由がない。

また、契約書に定める発注者からの解除権の行使を怠っているとの主張にも当然に理由がない。

(2) 補助金と委託料の充当経費について

請求人は、協会の平成31年度予算議案及び観光誘客・情報発信事業補助金への充当金額を基に本件請求をしているが、公金の用途については、決算額にて確認すべきであることから、協会の令和元年度決算額を基に監査を行った。

表1は、協会の令和元年度決算のうち、市からの補助金収入が計上される公益目的事業会計及び委託料収入が計上される収益事業等会計の収支を示したものである。表2は公益目的事業における受取補助金等の内

訳を、表3は、収益事業等会計における受託事業収入の内数としての市からの委託料収入を示したものである。

表1 協会の令和元年度決算（会計別）単位：円

項目		公益目的事業会計	収益事業等会計
経常収益	正会員受取会費	2,267,000	
	受託事業収入		25,221,570
	諸収入		2,243,499
	協賛金収入	65,000	115,500
	受取補助金等	16,949,000	
経常収益計		19,281,000	27,580,569
経常費用 (注)	観光振興事業費	3,200,601	3,769,077
	観光宣伝事業費	5,157,614	3,962,207
	人件費	7,307,481	11,076,057
	光熱水費等	2,149,011	1,220,785
	賃借料	3,101,987	2,738,872
	租税公課	4,005	1,066,730
経常費用計		20,920,699	23,833,728
収支差引		△1,639,699	3,746,841

(注) 現金支出を伴わない減価償却費、たな卸高に係る費用は除いている。

表2 公益目的事業における受取補助金等の内訳

内訳	金額（単位：円）
観光誘客・情報発信事業補助金	14,699,000
観光パンフレット・ポスター等作成事業負担金	2,250,000
合計	16,949,000

表3 収益事業等会計における受託事業収入のうち市委託料の内訳

内訳	税込金額（単位：円）
案内所業務委託	10,267,400
PR業務委託	8,136,700
情報発信業務委託	5,967,500

合 計	24, 371, 600
-----	--------------

ア 物品販売について

請求人は、委託業務のための経費を使って物品販売を行っているのは契約違反と主張するが、協会は、収益事業等会計において、委託事業を行う傍らで物品販売も行い、PR事業の幅を広げ、結果として利益を出しているのであるから、むしろ委託料は有効に使われたと評価するのが妥当である。

イ 情報発信事業について

請求人は、情報発信業務委託料の一部と観光誘客・情報発信事業補助金の一部の経費577万6,960円が二重に充当されていると主張するが、表1から表3で示したとおり、二重に充当されていないことは一目瞭然である。

情報発信業務委託料は収益事業等会計において、観光誘客・情報発信事業補助金は公益目的事業会計において収益計上されており、請求人が主張する補助事業の観光情報発信事業781万円のうち、事務費577万6,960円が情報発信業務委託料で賄われているとすれば、公益目的事業会計の収支が赤字となるはずがなく、二重充当された金額以上の余剰が出るはずだからである。

事務費577万6,960円の内訳については、人件費や通信運搬費であり、割り切れない経費が当然存在する中で、各事業に応じて案分し、事務費で計上しているものであり、補助金と委託料が二重に充当されている事実は認められないことから、請求人の主張には理由がない。

(3) 観光誘客・情報発信事業補助金の事務費について

請求人は、当該補助金の実績報告書に添付されている事業費一覧表における事務費1,253万2,390円の用途と業務量が不明であるから、協会に対し、補助金全額の返還請求を行う必要があると主張する。

確かに、事業費一覧表において、事務費の用途は明記されていないものの、商工観光部観光振興課は、協会の決算書類から、公益目的事業会計の事業費に計上された金額の中から、人件費ではない観光振興事業費、観光宣伝事業費、減価償却費、租税公課を除いた金額の範囲

内であることにより、補助対象事業において事務費に相当する金額の支出を確認しており、補助金の他の用途への使用は認められず、津市補助金等交付規則に定める補助金交付決定の取消し、補助金の返還請求の必要があるとまでは言えない。

#### (4) 概算払について

##### ア 観光誘客・情報発信事業補助金

請求人は、平成31年度観光誘客・情報発信事業補助金の精算について、令和2年3月31日付けの補助金交付確定通知書を証拠書類として、精算票を会計管理者に送付し、同年5月15日に精算していることは、津市会計規則第37条第2項において準用する同規則第36条第1項第2号に規定される支払完了後7日までに行われていないこと、領収書が添付されていないことを理由に、当該補助金の概算払の精算はいまだに完了していないと主張する。

また、精算が完了していないことを理由に、協会に対し、補助金全額の返還請求を行う必要があると主張する。

準用規定はあるものの、同規則第36条に規定する前渡資金の精算と補助金の精算を同一視して事務処理することは、実務上の困難と混乱をもたらしかねない。なぜなら、資金前渡される経費は、令第161条及び津市会計規則第32条において列举されており、職員が資金の前渡しを受けて第三者に支払う性質の資金である。一方、補助金は、補助事業者が交付を受けて、補助事業に必要な経費に使われるものであるから、使途の性質が大きく異なり、精算が可能となる時期についても違いが生じるのは、やむを得ないためである。

概算払の中でも、補助金の精算の時期については、実務に見合った法令解釈の余地があると考えられるものであり、補助事業の完了後、当該年度の出納整理期間中に精算が完了していれば、決算手続上、何ら違法性は認められないものである。

加えて、補助金の精算の時期に不備があったとしても、それは市内部の会計事務処理上の問題にすぎず、協会の補助金不当利得に結びつくはずもなく、請求人の主張には、いずれも理由はない。

##### イ 観光パンフレット・ポスター等作成事業負担金

請求人が主張するとおり、協定書第4条に前金払について規定されているが、負担金の支出については、令第162条第3号の規定によ

り概算払ができること、パンフレット・ポスター等の作成内容によって負担金額に変更が生じる可能性があることを考慮すれば、公金の支出方法として、精算を必要とする概算払を行ったことは、より適正な支払事務であったと認められる。

当該負担金の精算期日についても、同規則に反するという主張は、上記アと同様、主張に理由はない。

なお、当該負担金の概算払の決裁区分については、津市事務専決規程別表第1（第5条関係）において、100万円以上300万円未満の負担金に係る支出負担行為及び執行に関することに該当し、次長専決となることを付言しておく。

(5) 市が受けた損害について

請求人は、3件の委託料の一定割合について、市に損害が生じていると主張するが、これは、請求人の主観によるものであり、職員等による違法・不当性の客観的な理由が示されなかった。

よって、これ以上の監査は困難であり、監査した限りにおいては、市に損害が発生している事実は認められない。

(6) 結論

以上のことから、平成31年度（令和元年度）における協会との契約及び協会に対する公金の支出に、違法・不当な行為は見当らず、本件請求には理由がないものと判断する。

#### 第4 意見

資格者名簿未登載である協会との業務委託契約の違法性に関する主張については、違法とはいえないとの司法判断が下されたことから、監査の対象外としたが、判決の中で、「（契約）規則10条1項ただし書は、1人から見積書の徴取で足りる旨を規定するものであるが、同ただし書の文言によれば、これは同項本文にて徴取を要求する数を1人に緩和すると解するのが合理的であって、同項本文に定めるとおり、見積書の徴取は本件資格者名簿に登載された者の中から行うべきと解するのが相当である。したがって、被告（津市長）の上記主張は採用することができない。」とされている。

監査委員としても、妥当な判断であると考えられるものであり、双方が、司法判断を十分に認識されたい。

また、観光誘客・情報発信事業補助金交付事務について、適正さを欠く部分も認められることから、本件監査請求を機に、協会との委託契約の在り方を見直すとともに、補助金及び負担金の対象事業、資金使途の確認方法等についても整理し、事務の改善に努められたい。

以上